

令和6・7年度
障害者総合支援法等審査事務研究会中間報告書 参考資料

障害福祉サービス等の給付費等にかかる
審査支払事務の効果的、効率的な実施について

令和7年3月31日

公益社団法人国民健康保険中央会

目 次

Ⅱ. 今後の審査事務の在り方等に関すること等について

1. 都道府県・事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

- (1) ヘルプデスクの問い合わせ内容履歴の分析 … P. 4
- (2) 令和4年度市町村等実態調査アンケート調査結果(概要) … P. 10
- (3) 令和5年度市町村等実態調査ヒアリング結果(概要) … P. 18
- (4) Q&Aコンテンツ等の内容や様式の検討 … P. 19
- (5) 問い合わせ先フロー図 … P. 20

2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について

- (1) エラー件数データの分析結果詳細 … P. 22
- (2) 処遇改善加算の算定状況分析(サービス別) … P. 26

4. デジタル化への対応について

- (1) 厚生労働省における検討状況 … P. 28
- (2) 介護情報基盤の検討状況 … P. 37

目次

Ⅲ. 令和6年度WG検討事項別実施報告(詳細)

1. 審査に関することについて

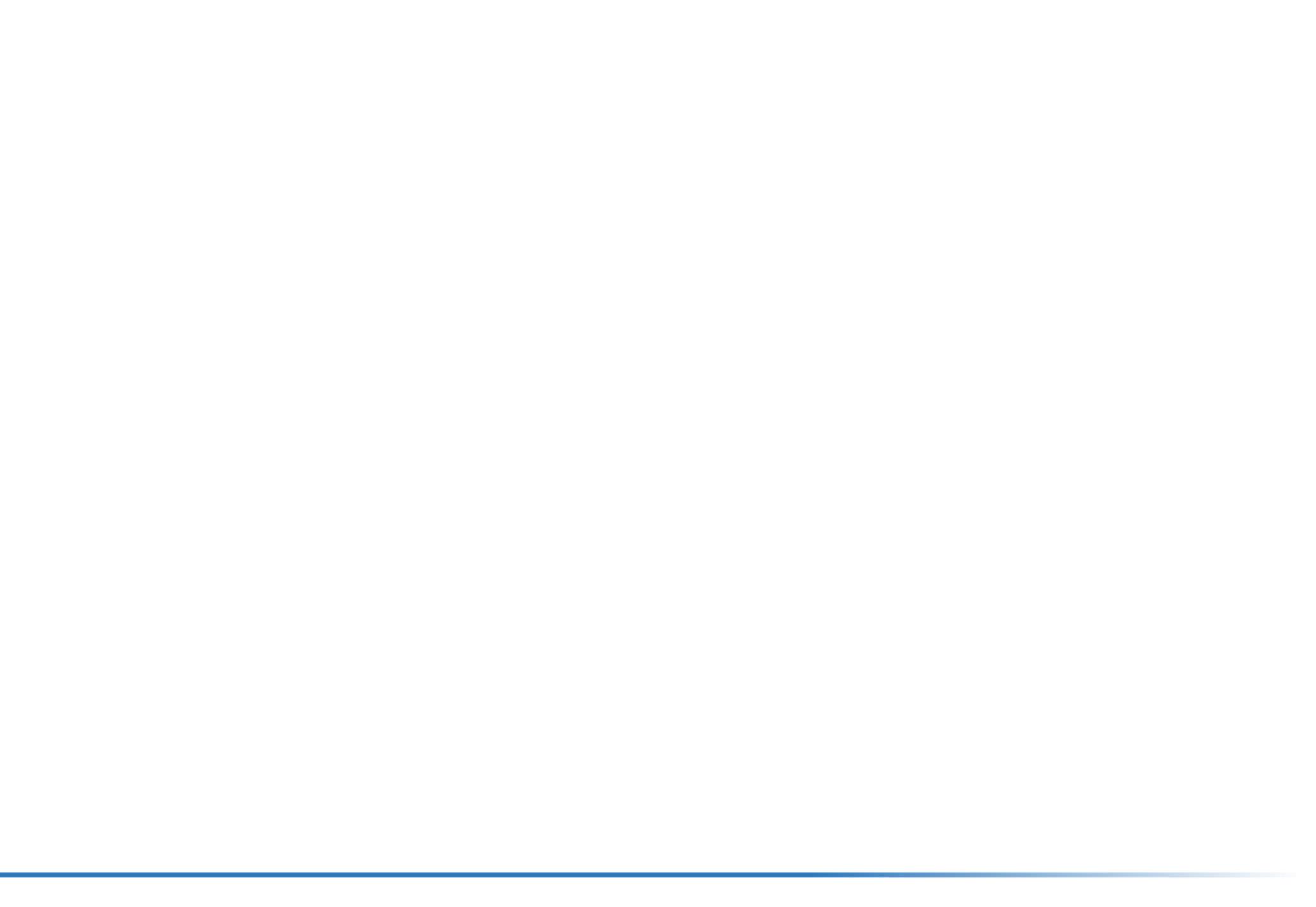
- | | | | |
|------|----------------------------|---|-------|
| (1) | 検討の背景 | … | P. 52 |
| 1-1. | 「警告」から「エラー」への移行等について | … | P. 53 |
| (1) | 令和6年度の実施内容等 | … | P. 54 |
| 1-2. | 審査内容の拡充・強化について | … | P. 57 |
| (1) | 同一世帯における複数児童の上限額管理チェックについて | … | P. 58 |
| (2) | チェックの実施内容【令和4・5年度報告書から抜粋】 | … | P. 59 |
| (3) | 検討内容 | … | P. 62 |

2. 台帳情報等整備に関することについて

- | | | | |
|-----|---------------------|---|-------|
| (1) | 検討の背景 | … | P. 64 |
| (2) | 令和4・5年度の実施内容 | … | P. 65 |
| (3) | 市町村等支援システムの機能拡充【参考】 | … | P. 66 |
| (4) | 今後の検討事項 | … | P. 67 |

3. 請求に関することについて

- | | | | |
|-----|------------|---|-------|
| (1) | 検討の背景 | … | P. 70 |
| (2) | 令和6年度の実施内容 | … | P. 71 |



Ⅱ. 今後の審査事務の在り方等に関する事等について

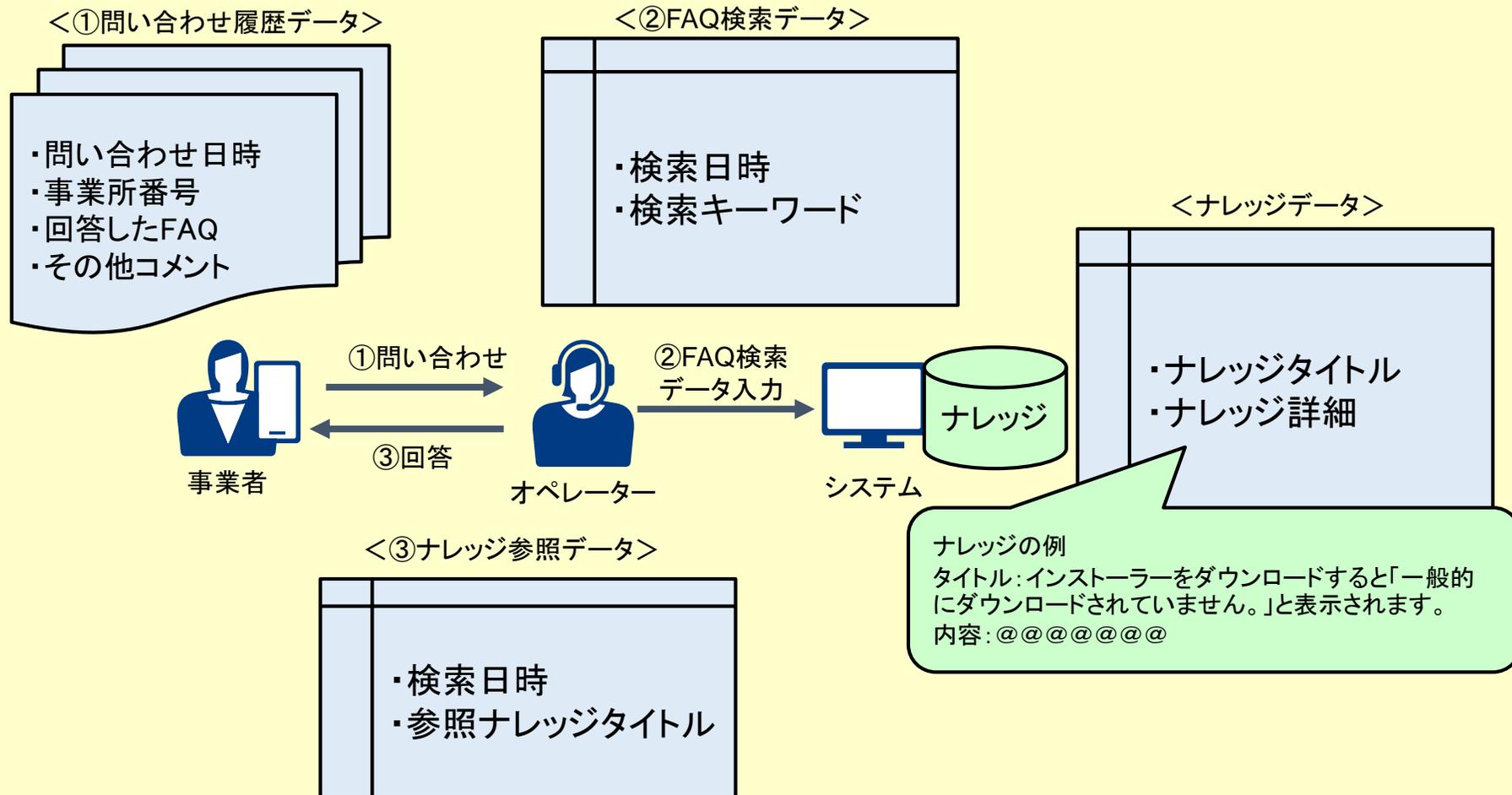
1. 都道府県・事業者支援(都道府県設置の
事業所サポートセンター支援等)について

1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

(1) ヘルプデスクの問い合わせ内容履歴の分析

○ヘルプデスクにおいて記録された問い合わせの分析概要は以下のとおり。

- ✓ ヘルプデスクにおいて収集されたデータ(令和6年6月～8月分)を分析。
- ✓ ヘルプデスクでは、問い合わせへの回答を「ナレッジ」として整理している。
- ✓ ヘルプデスクのオペレーション概要は以下のとおり。

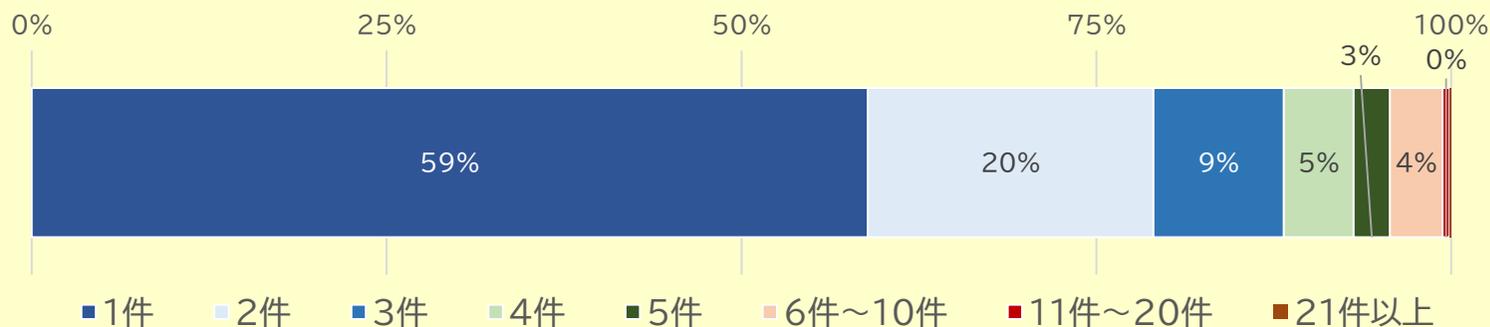


1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

○ヘルプデスクへの問い合わせ件数については以下のとおり。

- ✓ 令和6年6月～8月に、ヘルプデスクに問い合わせをした事業所は全事業所のうち約12%であった。
- ✓ 1件以上ヘルプデスクに問い合わせをした事業所のうち、59%は3か月間で1件の問い合わせであった。
- ✓ 1件以上ヘルプデスクに問い合わせをした事業所の平均問い合わせ件数は2.0件、最大値は75件であった。

【1事業所当たり問い合わせ件数の分布(問い合わせ0件の事業所を除く)】



【問い合わせがあった事業所の問い合わせ件数】

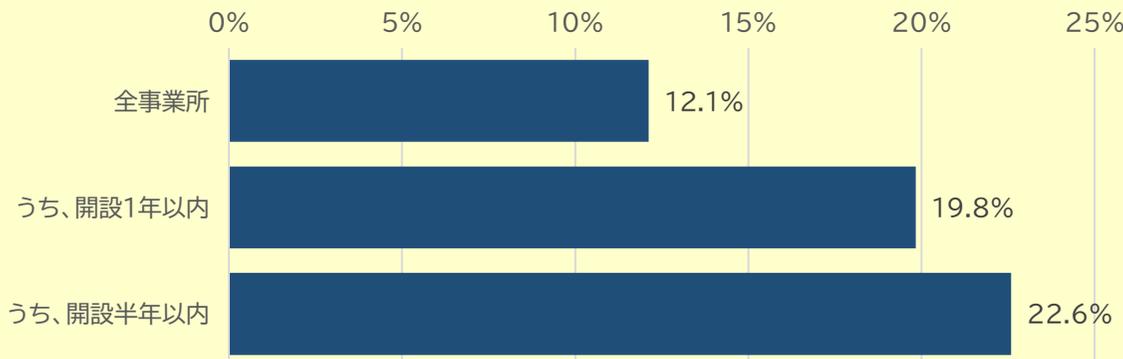
項目	値
中央値	1
平均値	2.0
標準偏差	1.9
最大値	75

1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

○ヘルプデスクへ問い合わせをした事業所を開設時期別に分析した結果は以下のとおり。

- ✓ 令和6年6月～8月までの3か月間で1件でもヘルプデスクに問い合わせをした事業所は全事業所のうち12.1%であった。
- ✓ 開設1年以内または半年以内の事業所でヘルプデスクに問い合わせた事業所は約2割であった。
- ✓ 問い合わせ総件数と比較して、開設1年以内の事業所において多かった主な問い合わせ項目は以下のとおり。

【開設時期別 ヘルプデスクに問い合わせた事業所割合】



分類	全事業所数	問い合わせた事業所数	問い合わせた事業所割合
全事業所	118,601	14,371	12.1%
うち、開設1年以内	11,337	2,248	19.8%
うち、開設半年以内	6,912	1,561	22.6%

※全事業所数は請求があった事業所数(事業所番号ベースで複数サービスの重複を除く、令和6年7月サービス提供分)

※問い合わせた事業所数は、令和6年6月～8月の間に1件でも問い合わせをした事業所数(事業所番号が把握できなかった事業所を除く)

【開設1年以内の事業所において多かった主な問い合わせ項目】

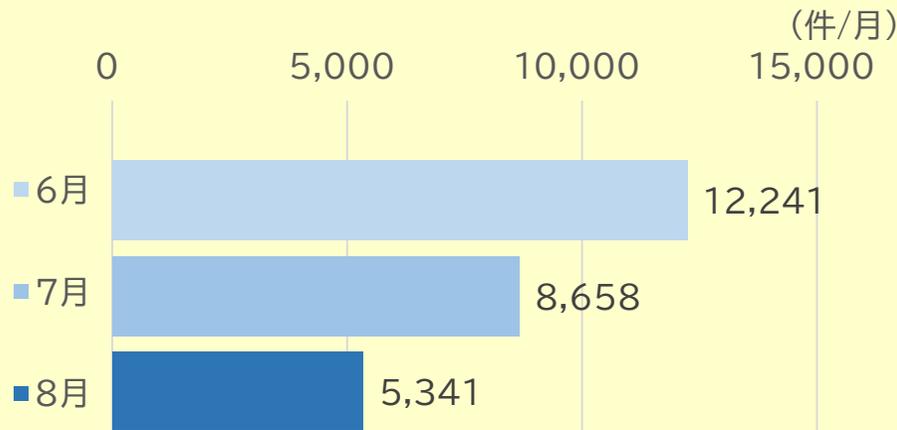
- 通知文書未取得通知というメールが届きます。
- 通知文書の取得方法
- 国保連合会より、「返戻等一覧表」が通知されました。返戻となった箇所を修正して送信する必要があると思うのですが、その方法を教えてください。
- 請求情報送信時に「証明書を選択して、署名ボタンを押してください。」と表示されます。
- 新たに事業所を開所しました。電子証明書の発行申請手順を教えてください。
- サービス提供実績記録票の登録時に「警告 KS022 必要な基本情報が設定されていないため、請求明細書の自動作成は行いません。」が表示される。
- 実績記録票の算定時間数の入力について教えてください。
- 取込送信システムで請求情報の取込を実行した際、[TS●●●]等の取込エラーが発生します。
- 連続して誤ったパスワードが入力されたため、ユーザIDがロックされています。

1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

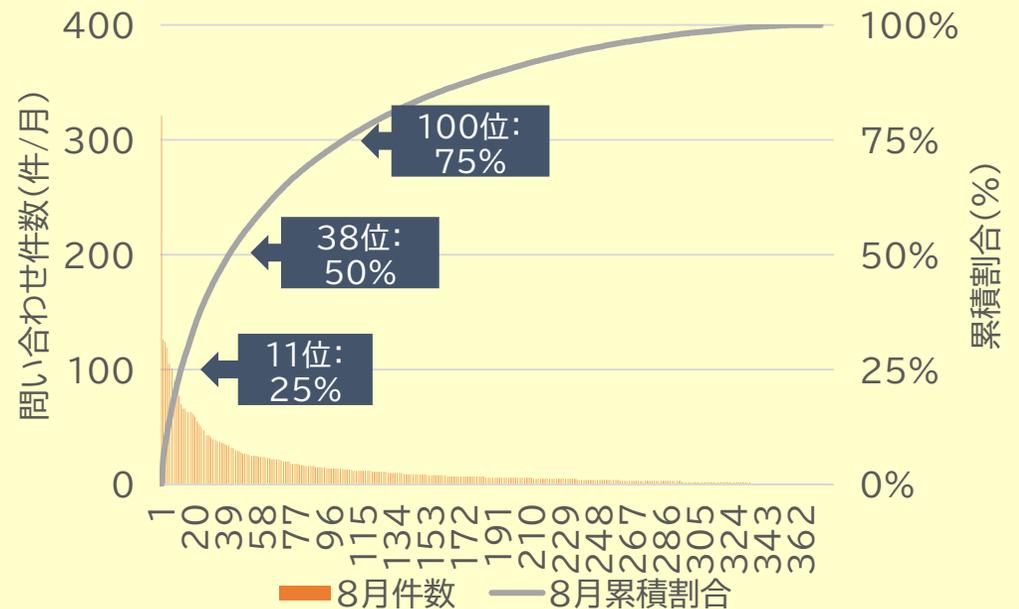
○ヘルプデスクで記録された問い合わせ内容(令和6年6月～8月分)の分析結果は以下のとおり。

- ✓ 6月～8月の3か月間で1件でも問い合わせがあった項目(ナレッジ)は373件であった。
- ✓ 月間問い合わせ件数は6月から8月で半減していた。6月は令和6年度報酬改定の影響に伴い、問い合わせ件数が多かったと推察される。
- ✓ 令和6年8月の問い合わせ総件数ベースでは、問い合わせ件数上位11位までの問い合わせで全体の25%、問い合わせ件数上位100位までの問い合わせで全体の75%を占める結果であった。

【月間問い合わせ総件数の推移(令和6年6月～8月)】



【8月問い合わせ状況(パレート図)】

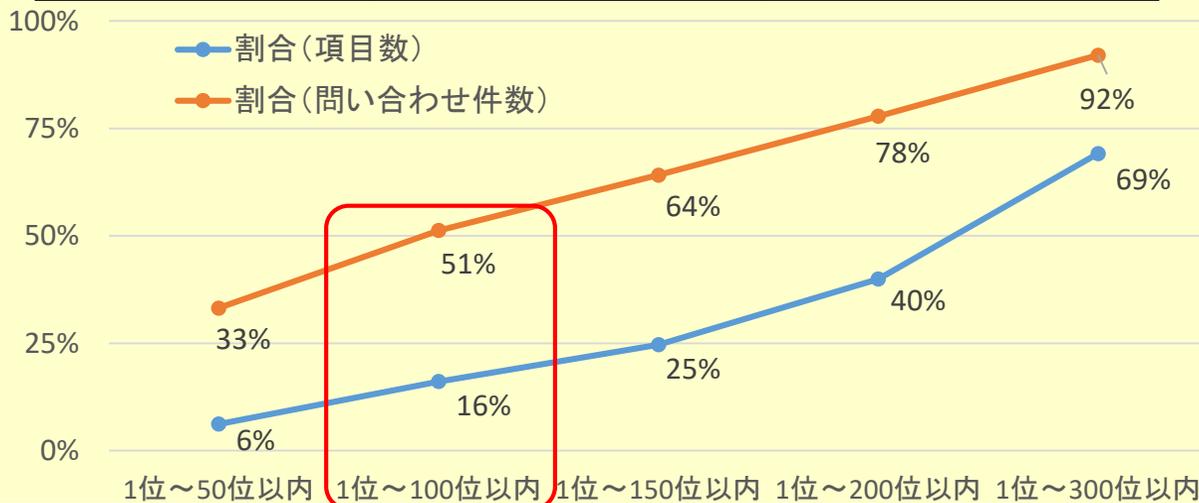


1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

- ✓ 令和6年6月～8月までの3か月間における問い合わせ状況を見ると、3か月連続1位～100位以内であった項目が全体の16%(60項目)であり、問い合わせ件数ベースでは51%(13,447件)であった。
- ✓ 3か月連続100位以内であった項目は、FAQ項目を整理し、FAQとして情報提供することにより都道府県支援につながると想定される。

【ヘルプデスク問い合わせ状況分析(令和6年6月～8月の3か月間)】

問い合わせ状況 (3か月間連続)	項目		問い合わせ	
	項目数	割合	件数	割合
1位～50位以内	23	6%	8,706	33%
1位～100位以内	60	16%	13,447	51%
1位～150位以内	92	25%	16,833	64%
1位～200位以内	149	40%	20,425	78%
1位～300位以内	258	69%	24,154	92%
上記以外	115	31%	2,086	8%
合計	373	100%	26,240	100%

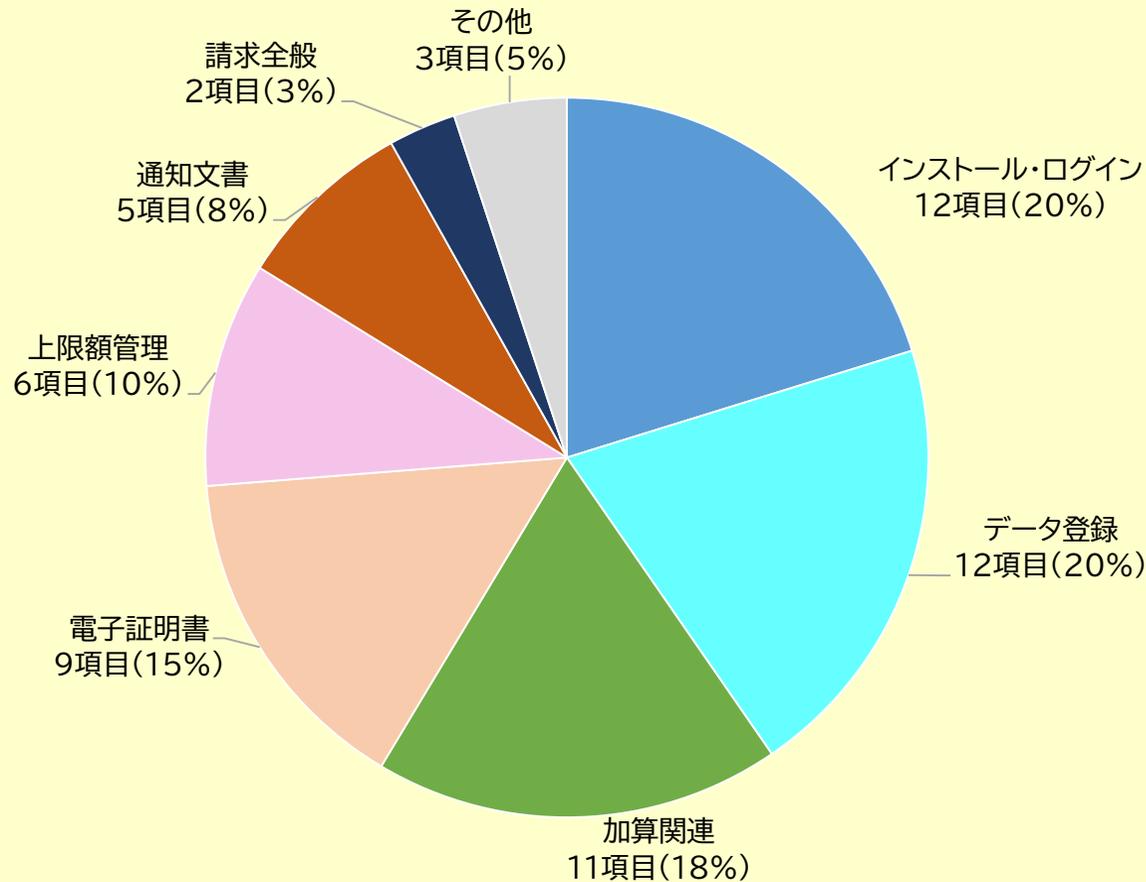


1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

○問い合わせ件数の多い項目についての分析は以下のとおり。

- ✓ 前ページの、3か月連続1位～100位以内の問い合わせ60項目について分類を行った。最も多かったのは、「インストール・ログイン」及び「データ登録」に関する項目が多く、12件(20%)であった。
- ✓ ヘルプデスクのナレッジ詳細は参考資料2のとおり。

【3か月連続1位～100位以内の問い合わせ項目分類(項目数・割合)】



1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

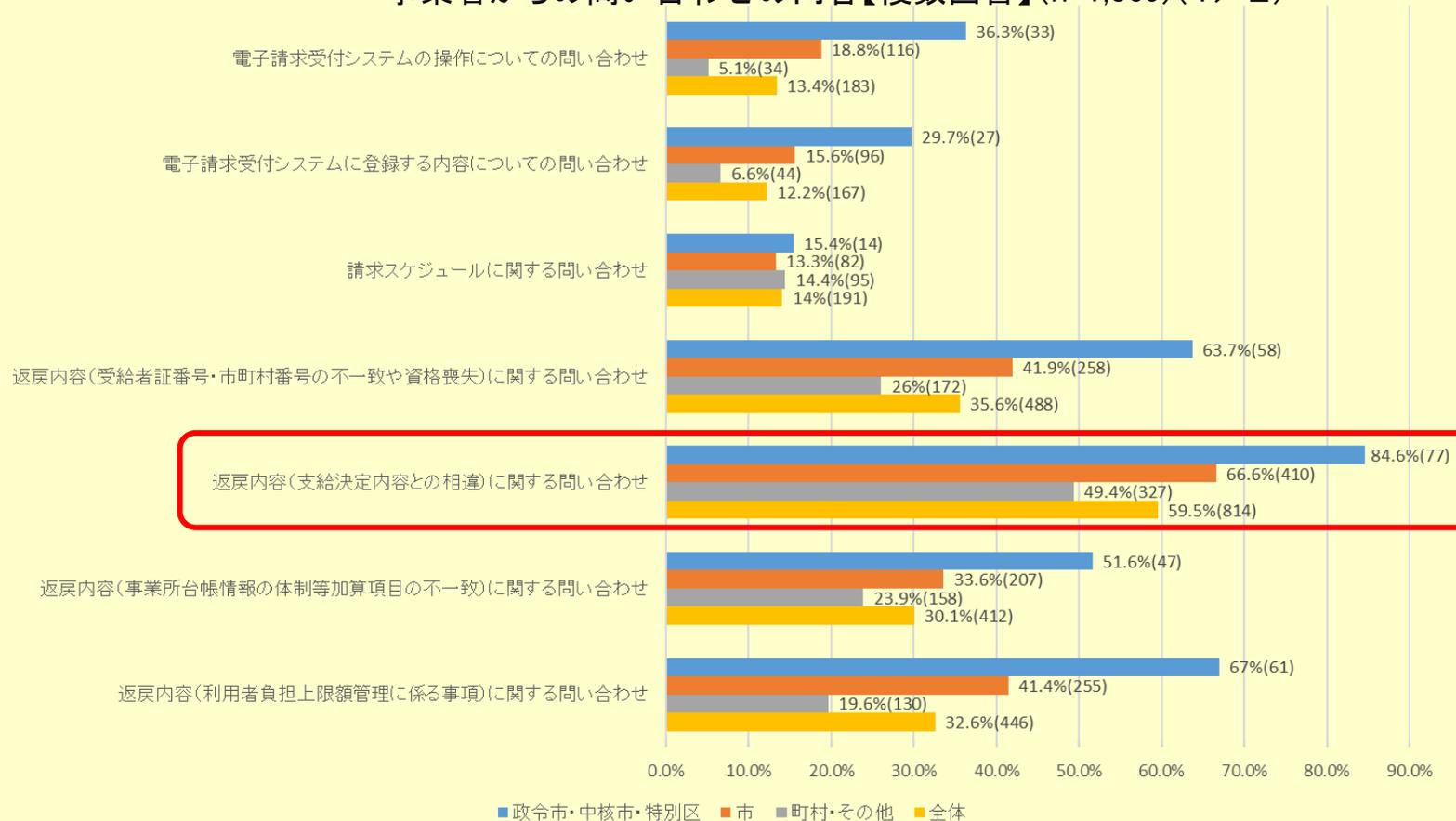
(2) 令和4年度市町村等実態調査アンケート調査結果(概要)

○令和4年度市町村等実態調査における、アンケート調査結果(概要)は以下のとおり。

- ✓ 自治体への事業者からの問い合わせの内容については、障害福祉サービスと障害児支援ともに、返戻内容に関する問い合わせ(支給決定内容との相違、受給者証番号・市町村番号の不一致や資格喪失、利用者負担上限額管理に係る事項、事業所台帳情報の体制等加算項目の不一致)が多かった。

【アンケート調査結果(障害福祉サービス)】

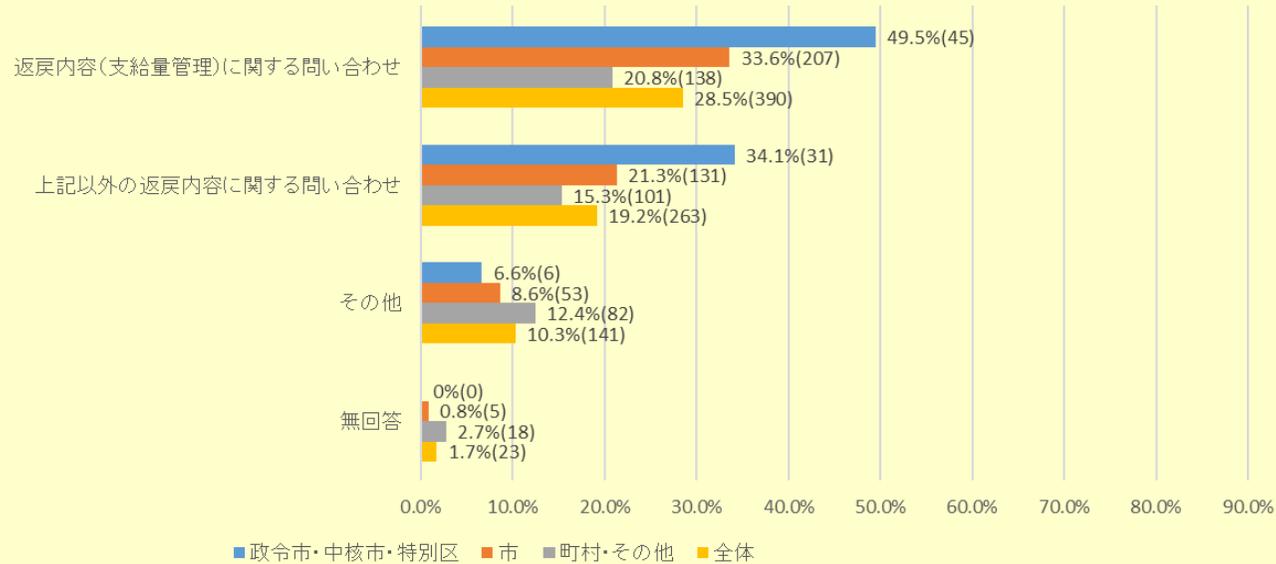
事業者からの問い合わせの内容【複数回答】(n=1,369)(1/2)



1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

【アンケート調査結果(障害福祉サービス)】(続き)

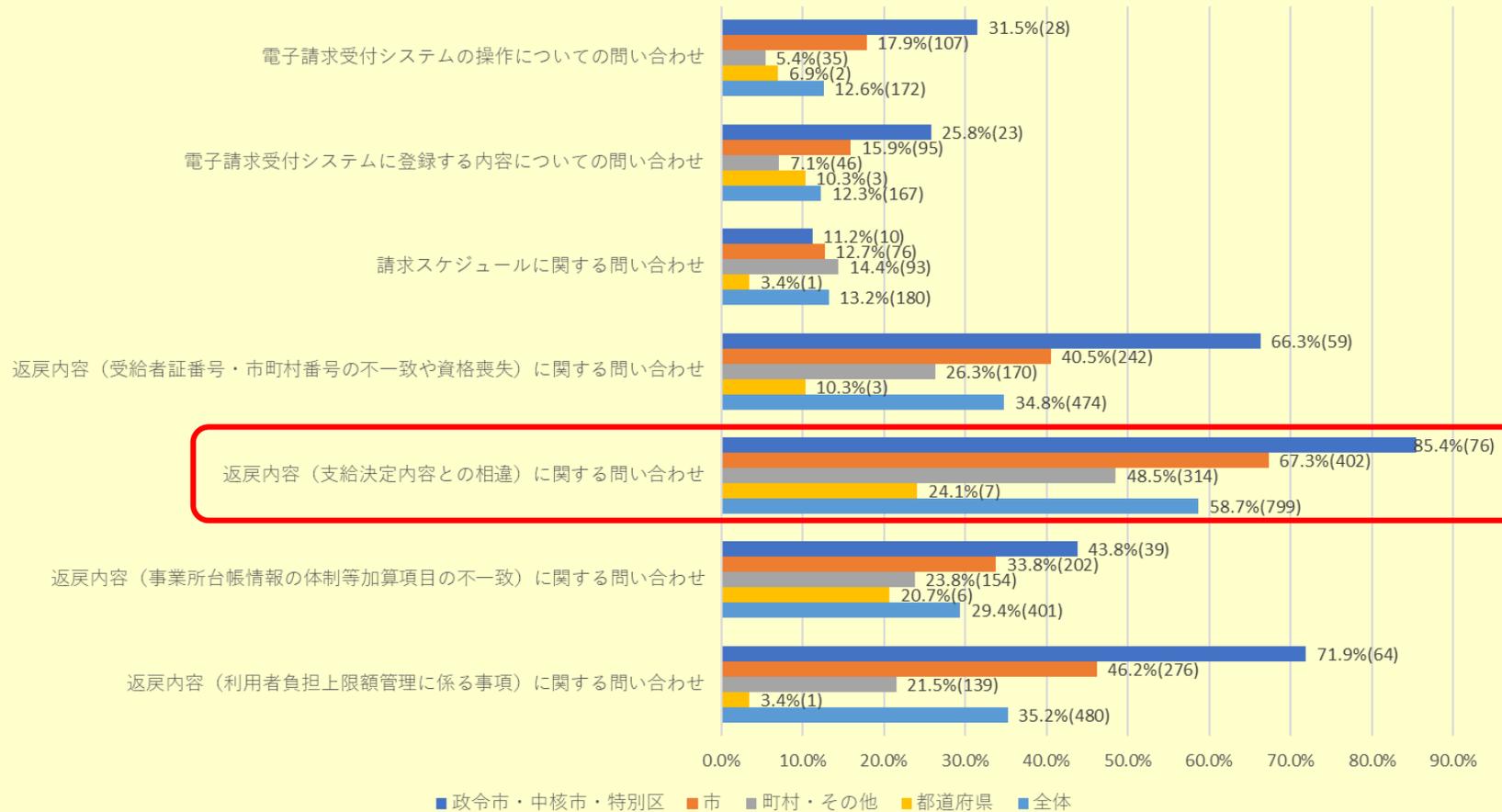
事業者からの問い合わせの内容【複数回答】(n=1,369)(2/2)



1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

【アンケート調査結果(障害児支援)】

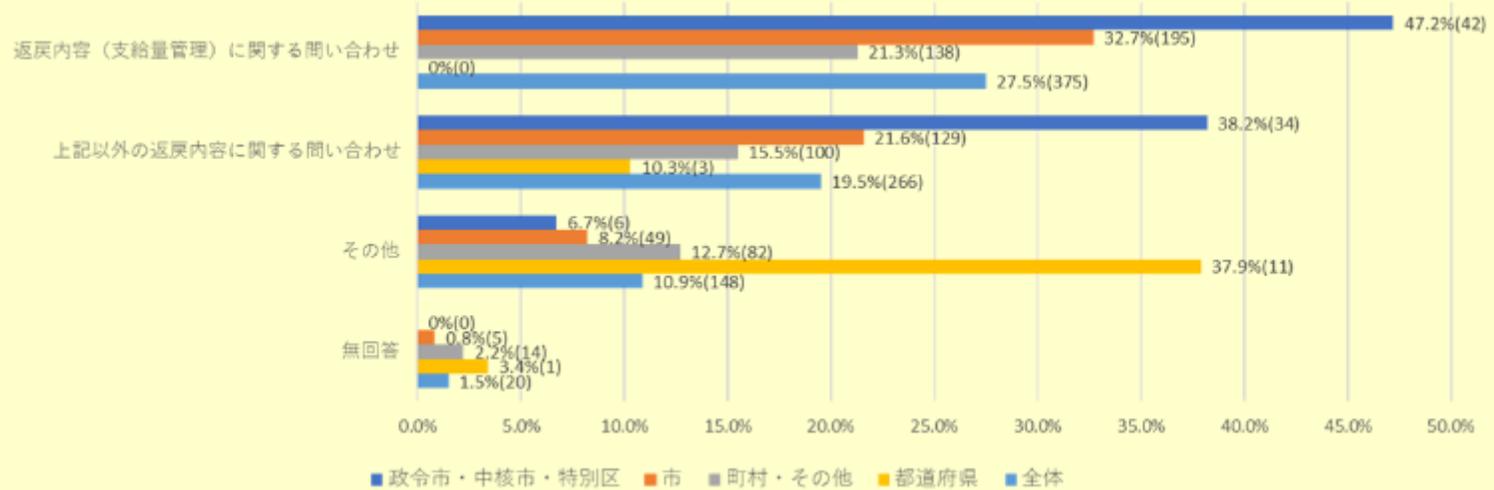
事業者からの問い合わせの内容【複数回答】(n= 1,362)(1/2)



1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

【アンケート調査結果(障害児支援)】(続き)

事業者からの問い合わせの内容【複数回答】(n= 1,362)(2/2)



1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

- ✓ 請求誤りの多い事業者に対して実施している対策としては、障害福祉サービスと障害児支援ともに、「適切な問合せ先を案内している」または「事業者へ請求誤りを減らすための注意喚起を実施している」の割合が高かった。

【アンケート調査結果(障害福祉サービス)】

請求誤りの多い事業者に対して、実施している対策【複数回答】(n=1,363)

	件数	事業者向け集合研修・説明会を実施している	事業者向けマニュアルを作成し、公開している	過去の問い合わせをまとめて事業者に公開している	厚生労働省通知等を事業者へ案内している	事業者へ請求誤りを減らすための注意喚起を実施している	適切な問合せ先を案内している	その他	無回答
政令市・中核市・特別区	91	18 19.8%	6 6.6%	0 0.0%	17 18.7%	37 40.7%	43 47.3%	11 12.1%	2 2.2%
市	614	7 1.1%	2 0.3%	4 0.7%	85 13.8%	250 40.7%	244 39.7%	95 15.5%	27 4.4%
町村・その他	658	1 0.2%	3 0.5%	0 0.0%	25 3.8%	145 22.0%	268 40.7%	190 28.9%	52 7.9%
全体	1363	26 1.9%	11 0.8%	4 0.3%	127 9.3%	432 31.7%	555 40.7%	296 21.7%	81 5.9%

1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

【アンケート調査結果(障害児支援)】

請求誤りの多い事業者に対して、実施している対策【複数回答】(n=1,356)

	件数	事業者向け集合研修・説明会を実施している	事業者向けマニュアルを作成し、公開している	過去の問い合わせをまとめて事業者に公開している	厚生労働省通知等を事業者へ案内している	事業者へ請求誤りを減らすための注意喚起を実施している	適切な問合せ先を案内している	その他	無回答
政令市・中核市・特別区	89	19 21.3%	2 2.2%	1 1.1%	18 20.2%	36 40.4%	39 43.8%	13 14.6%	2 2.2%
市	595	6 1.0%	3 0.5%	5 0.8%	83 13.9%	254 42.7%	228 38.3%	91 15.3%	24 4.0%
町村・その他	644	1 0.2%	3 0.5%	0 0.0%	26 4.0%	144 22.4%	266 41.3%	183 28.4%	49 7.6%
都道府県	28	3 10.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.6%	1 3.6%	12 42.9%	13 46.4%	1 3.6%
全体	1356	29 2.1%	8 0.6%	6 0.4%	128 9.4%	435 32.1%	545 40.2%	300 22.1%	76 5.6%

1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

- ✓ 新規開設事業者に対する説明・研修会としては、障害福祉サービスと障害児支援ともに、「実施していない」の回答の割合が最も高かった。
- ✓ 政令市・中核市・特別区で及び都道府県では、説明・研修会を実施している割合は、障害福祉サービスと障害児支援ともに、10%を超えていた。

【アンケート調査結果(障害福祉サービス)】

新規開設事業者に対する説明・研修会等の実施やマニュアル等の作成有無【複数回答】(n=1,369)

	件数	説明・研修会等を実施している	自治体でマニュアルを作成している	国保連合会もしくは国保中央会が作成しているマニュアルを事業者が案内している	実施していない	無回答
政令市・中核市・特別区	91	11 12.1%	7 7.7%	5 5.5%	72 79.1%	0 0.0%
市	616	3 0.5%	2 0.3%	18 2.9%	594 96.4%	0 0.0%
町村・その他	662	0 0.0%	1 0.2%	12 1.8%	648 97.9%	1 0.2%
全体	1369	14 1.0%	10 0.7%	35 2.6%	1314 96.0%	1 0.1%

1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

【アンケート調査結果(障害児支援)】

新規開設事業者に対する説明・研修会等の実施やマニュアル等の作成有無【複数回答】(n=1,362)

	件数	説明・研修会等を実施している	自治体でマニュアルを作成している	国保連合会もしくは国保中央会が作成しているマニュアルを事業者に案内している	実施していない	無回答
政令市・中核市・特別区	89	10 11.2%	6 6.7%	4 4.5%	72 80.9%	0 0.0%
市	597	2 0.3%	2 0.3%	15 2.5%	579 97.0%	0 0.0%
町村・その他	647	0 0.0%	1 0.2%	11 1.7%	634 98.0%	1 0.2%
都道府県	29	4 13.8%	1 3.4%	3 10.3%	20 69.0%	1 3.4%
全体	1362	16 1.2%	10 0.7%	33 2.4%	1305 95.8%	2 0.1%

1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

(3) 令和5年度市町村等実態調査ヒアリング結果(概要)

○令和5年度市町村等実態調査における、ヒアリング調査結果(概要)は以下のとおり。

- ✓ 事業所とのやり取りについて、以下のような意見が挙げられた。
 - 報酬告示に掲載されている加算の要件、国保連合会請求の初歩的な内容などについて説明を求められる。
 - エラーメッセージを何も読まずに聞いてくる場面が多く、同じミスを繰り返す事業所もある。
 - 返戻の対象や内容、理由が理解できていない。

- ✓ 上記の意見より、以下の課題について考える必要がある。
 - 給付費の算定を行うための規定について知る機会が少ない。
 - 国保連合会請求の仕組みやエラーメッセージについて知る機会が少ない。
 - 請求、審査、支払いについての流れの理解を深める場面が少ない。

- ✓ 一部の自治体では実施されているが、集団指導や新規指定事業所への説明の中で、指定の基準や報酬の基準の説明、年間で多い請求誤りを紹介し、注意を促すというやり方を行うことが一つの解決策としては考えられる。

- ✓ 将来的には、請求の流れや詳細なエラーへの対応等について、事業所が容易に参照できる仕組みを構築することなどで、事業所自身で解決できる機会を提供することが効果的であると考えられる。

1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

(4) Q&Aコンテンツ等の内容や様式の検討

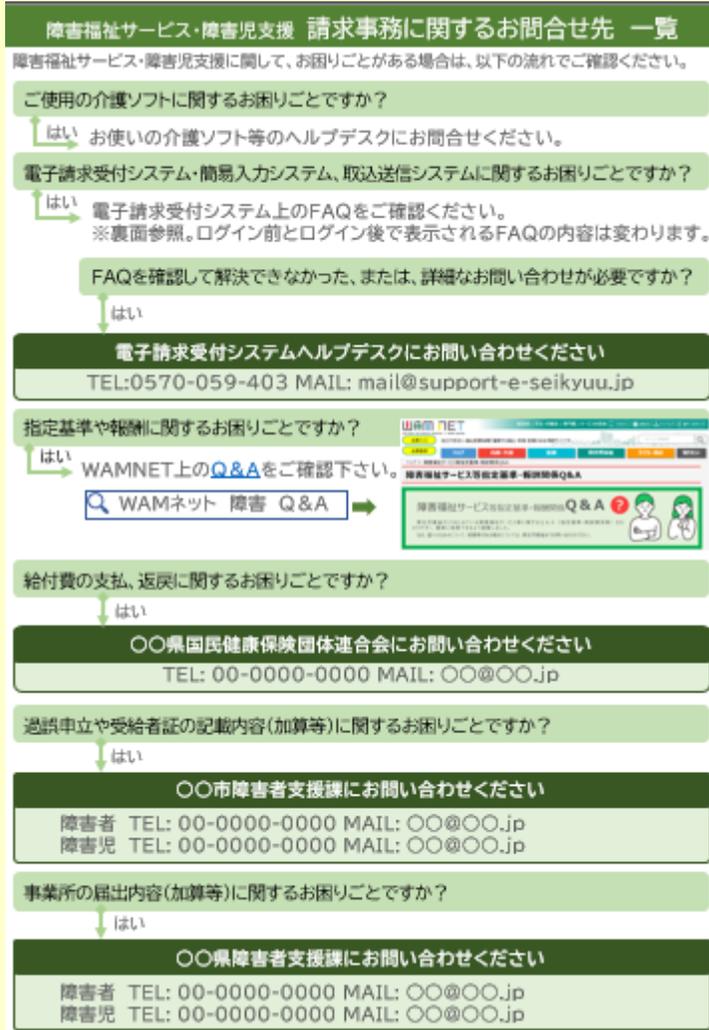
- ヘルプデスクの問い合わせ内容の分析結果及び令和4・5年度市町村等実態調査における事業者支援に関する調査項目の回答結果より、都道府県が新規開設事業者の指定をする際、新規開設事業者向けに提供する資料として、以下の資料を作成することを検討する。
- また、令和4・5年度に検討した「事業者向け支援」において、令和6・7年度で実施する検討の方向性として提示した、「事業者向けの既存マニュアルがあるものの、十分には活用がなされていないと見受けられることから、活用を促進する方法を検討する」、「障害福祉に係る制度や請求事務、エラーに対する対応等に対して十分に理解していない事業者が存在しており、市町村等に対して基本的な問い合わせを行う、同じ請求誤りを繰り返すといった事例があることから、事業者自身が必要な情報を取得し、疑問を自己解決できるような支援の方法を検討する」への対応案としても検討する。

No.	名称	説明
1	新規開設事業者向け説明資料	<ul style="list-style-type: none">・ 請求事務の基礎知識に関する研修資料を作成し、動画による提供も検討する。・ 請求事務ハンドブックの記載を抜粋し、事業所の指定申請に係る届出から国保連合会への請求までの説明及び詳細スケジュールを参考資料として提供する。・ 連合会から最初に発行されるテストID、パスワードや電子証明書発行、請求ソフトの準備等、事業所が請求するにあたり必要な手順を示す資料を提供する。
2	問い合わせ先のフロー図	<ul style="list-style-type: none">・ 令和4年度のアンケート調査結果における「請求誤りの多い事業者に対して、実施している対策」の項目において、都道府県の回答は「適切な問合せ先を案内している」が最多であり、事業者の問い合わせ誤りが多いことが推測される。そのため、あらかじめ事業者が適切な問い合わせ先を調べることが可能なフロー図を提供する。・ 問い合わせ先と併せて、参考となる既存マニュアル等の案内も掲載する。
3	Q&Aの整理	<ul style="list-style-type: none">・ ヘルプデスクで問い合わせが多い項目や、請求事務ハンドブックの内容をQ&Aとして一問一答形式に整理する。・ Q&A一覧を文書(PDF等)で提供し、エクセル形式でインデックス化または単語検索可能とすること等により、事業者が問い合わせる前に調べ易くし、事業者が疑問を自己解決できるような支援策を検討する。

1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

(5) 問い合わせ先フロー図

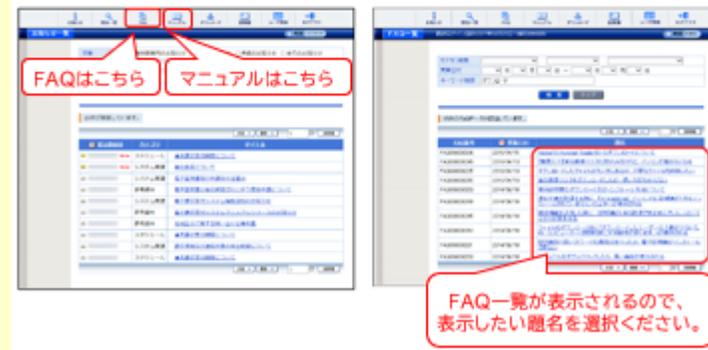
- 主に新規開設事業者等を想定し、そのため、あらかじめ事業者が適切な問い合わせ先を調べる事が可能なフロー図案を以下の通り検討した。問い合わせ先と併せて、参考となる既存マニュアル等の案内も掲載する。
- 今後、ヒアリング調査を通じたブラッシュアップを図る予定。



障害福祉サービス・障害児支援 参考となるマニュアル等一覧

分類	マニュアル等名称	取得場所
電子請求受付システム	電子請求を始める前に	▶ 障害者総合支援電子請求受付システムの【はじめての方】からご確認ください
電子請求受付システム	電子請求受付システム 導入マニュアル(事業所編)	▶ 障害者総合支援電子請求受付システムの【マニュアル】画面(ログイン後)から確認ください。
電子請求受付システム	電子請求受付システム 操作マニュアル(事業所編)	▶ 障害者総合支援電子請求受付システムの【マニュアル】画面(ログイン後)から確認ください。
電子請求受付システム	障害者総合支援 電子請求受付システム FAQ	▶ 障害者総合支援電子請求受付システムの【FAQ】画面から確認ください。 ※ログイン前と後でFAQの内容は変わります。
簡易入力システム	電子請求受付システム 操作マニュアル(簡易入力・詳細メニュー編)	▶ 障害者総合支援電子請求受付システムの【マニュアル】画面(ログイン後)から確認ください。
取込送信システム	電子請求受付システム 操作マニュアル(取込送信編)	▶ 障害者総合支援電子請求受付システムの【マニュアル】画面(ログイン後)から確認ください。
請求事務全般	請求事務ハンドブック	▶ 障害者総合支援電子請求受付システムの【FAQ】画面から確認ください。
制度全般	令和6年度障害福祉サービス等報酬決定における主な改定内容	▶ 厚労省HPで「障害福祉 改定」と検索下さい。
制度全般	障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&A	▶ WAMネットHP「障害福祉 QA」と検索下さい。
制度全般	介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)	▶ 障害者総合支援電子請求受付システムの【請求関係資料】画面から確認ください。
制度全般	障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について	▶ 障害者総合支援電子請求受付システムの【請求関係資料】画面から確認ください。

【障害者総合支援 電子請求受付システム(ログイン後)】 【障害者総合支援 電子請求受付システム FAQ画面】



2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による 影響調査について

2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について

(1) エラー件数データの分析結果詳細

○ 障害者における分類A(継続的にエラー発生率が高い)に該当するエラーコードは以下のとおり(※1)。

エラーコード	警告/警告(重度)	分類	エラー発生率 最大値(※2)	エラーコード内容
EG28	警告	A	3.03%	※資格:請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
EH04	警告(重度)	A	2.70%	▲資格:継続サービス利用支援費が算定されていますが、受給者台帳の同月及び前月の「モニタリング対象月」に無しが設定されています
EH05	警告	A	2.04%	※資格:受給者台帳の「モニタリング対象月」が有りの翌月に継続サービス利用支援費が算定されています
EN09	警告	A	1.14%	※資格:請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています
PC32	警告	A	0.83%	※受付:事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数を超えた請求となっています
EG61	警告	A	0.59%	※資格:該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません

(※1)エラー傾向として、受給者台帳登録内容(支給決定、モニタリング情報)と、請求内容の不整合によるエラーが多く見受けられる。

(※2)令和5年11月～令和6年10月審査分におけるエラー発生率の最大値を示す。

2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について

- 障害者における分類C（令和6年度報酬改定後にエラー発生率が一時的に増加したが、改定以降減少傾向にある）に該当するエラーコードは以下のとおり（※1）。

エラーコード	警告/警告(重度)	分類	エラー発生率 最大値(※2)	エラーコード内容
PC71	警告	C	4.96%	※受付:事業所台帳の「精神障害者支援体制加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
PC69	警告	C	4.18%	※受付:事業所台帳の「行動障害支援体制加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
PC70	警告	C	2.78%	※受付:事業所台帳の「要医療児者支援体制加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
PA31	警告	C	2.17%	※受付:事業所台帳の「定員区分」、または「多機能型等定員区分(加算)」の登録内容に該当する請求ではありません
PC95	警告	C	1.75%	※受付:事業所台帳の「福祉・介護職員等処遇改善加算の有無」の登録内容に該当する福祉・介護職員等処遇改善加算の請求ではありません
PC73	警告	C	1.59%	※受付:事業所台帳の「主任相談支援専門員配置加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
PA02	警告	C	1.54%	※受付:事業所台帳の「人員配置区分」の登録内容に該当する請求ではありません
PC94	警告	C	1.45%	※受付:事業所台帳の「福祉・介護職員等処遇改善加算の有無」が「無し」の場合に、福祉・介護職員等処遇改善加算が算定されています
PB28	警告	C	1.40%	※受付:事業所台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
PB95	警告	C	1.16%	※受付:事業所台帳の「平均工賃月額区分」の登録内容に該当する請求ではありません
PB22	警告	C	1.11%	※受付:事業所台帳の「福祉・介護職員等処遇改善加算キャリアパス区分」の登録内容に該当する福祉・介護職員等処遇改善加算の請求ではありません
PC23	警告	C	0.96%	※受付:事業所台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません
EG38	警告	C	0.85%	※資格:実績記録票のサービス実績量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
PB66	警告	C	0.79%	※受付:事業所台帳の「人員配置区分」の登録内容に該当する人員配置体制加算の請求ではありません
PC68	警告	C	0.51%	※受付:事業所台帳の「人員配置体制加算の有無」の登録内容に該当する人員配置体制加算の請求ではありません

（※1）エラー傾向として、事業所台帳登録内容（各種加算情報）と、請求内容の不整合によるエラーが多く見受けられる。

（※2）令和5年11月～令和6年10月審査分におけるエラー発生率の最大値を示す。

2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について

○ 障害児における分類A(継続的にエラー発生率が高い)に該当するエラーコードは以下のとおり(※1)。

エラーコード	警告/警告(重度)	分類	エラー発生率 最大値(※2)	エラーコード内容
PP80	警告(重度)	A	4.24%	▲支給量: 上限額管理事業所において請求明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません
PP81	警告	A	3.99%	※支給量: 請求明細書に該当する上限額管理結果票が上限額管理事業所より届いていません
EH07	警告	A	3.62%	※資格: 障害児支援受給者台帳の「モニタリング対象月」が有りの翌月に継続障害児支援利用援助費が算定されています
EH06	警告(重度)	A	3.46%	▲資格: 継続障害児支援利用援助費が算定されていますが、受給者台帳の同月及び前月の「モニタリング対象月」に無しが設定されています
EN09	警告	A	2.05%	※資格: 請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています
EJ98	警告	A	2.00%	※受付: 請求明細書の「管理結果」が「1」の場合、「管理結果額」が「利用者負担上限月額①」未満の請求はできません
PP40	警告	A	1.51%	※支給量: 請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています
PQ29	警告(重度)	A	1.43%	▲支給量: 同じ日付に他の保育所等訪問支援サービスの提供実績が存在しています
EG96	警告	A	1.24%	※資格: 初回加算が障害児支援受給者台帳の決定支給期間の「開始年月」以外で算定されています
EG37	警告(重度)	A	1.18%	▲資格: 利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」と一致していません
PQ28	警告(重度)	A	1.08%	▲支給量: 同じ日付に他の放課後等デイサービスの提供実績が存在しています
EG28	警告	A	0.87%	※資格: 請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

(※1) エラー傾向として、障害児支援受給者台帳登録内容(支給決定、モニタリング情報)と、請求明細書内容の不整合によるエラー及び請求明細書の記載不備によるエラーが多く見受けられる。

(※2) 令和5年11月～令和6年10月審査分におけるエラー発生率の最大値を示す。

2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について

- 障害児における分類C（令和6年度報酬改定後にエラー発生率が一時的に増加したが、改定以降減少傾向にある）に該当するエラーコードは以下のとおり（※1）。

エラーコード	警告/警告(重度)	分類	エラー発生率 最大値(※2)	エラーコード内容
PK03	警告	C	6.73%	※受付: 障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
PK61	警告	C	4.97%	※受付: 障害児施設台帳の「行動障害支援体制加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
PK62	警告	C	4.20%	※受付: 障害児施設台帳の「要医療児者支援体制加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
PK63	警告	C	3.62%	※受付: 障害児施設台帳の「精神障害者支援体制加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
PK92	警告	C	2.96%	※受付: 障害児施設台帳の「福祉・介護職員等処遇改善加算の有無」の登録内容に該当する福祉・介護職員等処遇改善加算の請求ではありません
PK28	警告	C	1.76%	※受付: 障害児施設台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません
PK91	警告	C	1.47%	※受付: 障害児施設台帳の「福祉・介護職員等処遇改善加算の有無」が「無し」の場合に、福祉・介護職員等処遇改善加算が算定されています
PK65	警告	C	1.41%	※受付: 障害児施設台帳の「主任相談支援専門員配置加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
PJ62	警告	C	1.31%	※受付: 障害児施設台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
PP89	警告(重度)	C	1.18%	▲支給量: 請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています
PK36	警告	C	1.12%	※受付: 障害児施設台帳の「専門的支援加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
PJ61	警告	C	1.06%	※受付: 障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」の登録内容に該当する処遇改善加算の請求ではありません

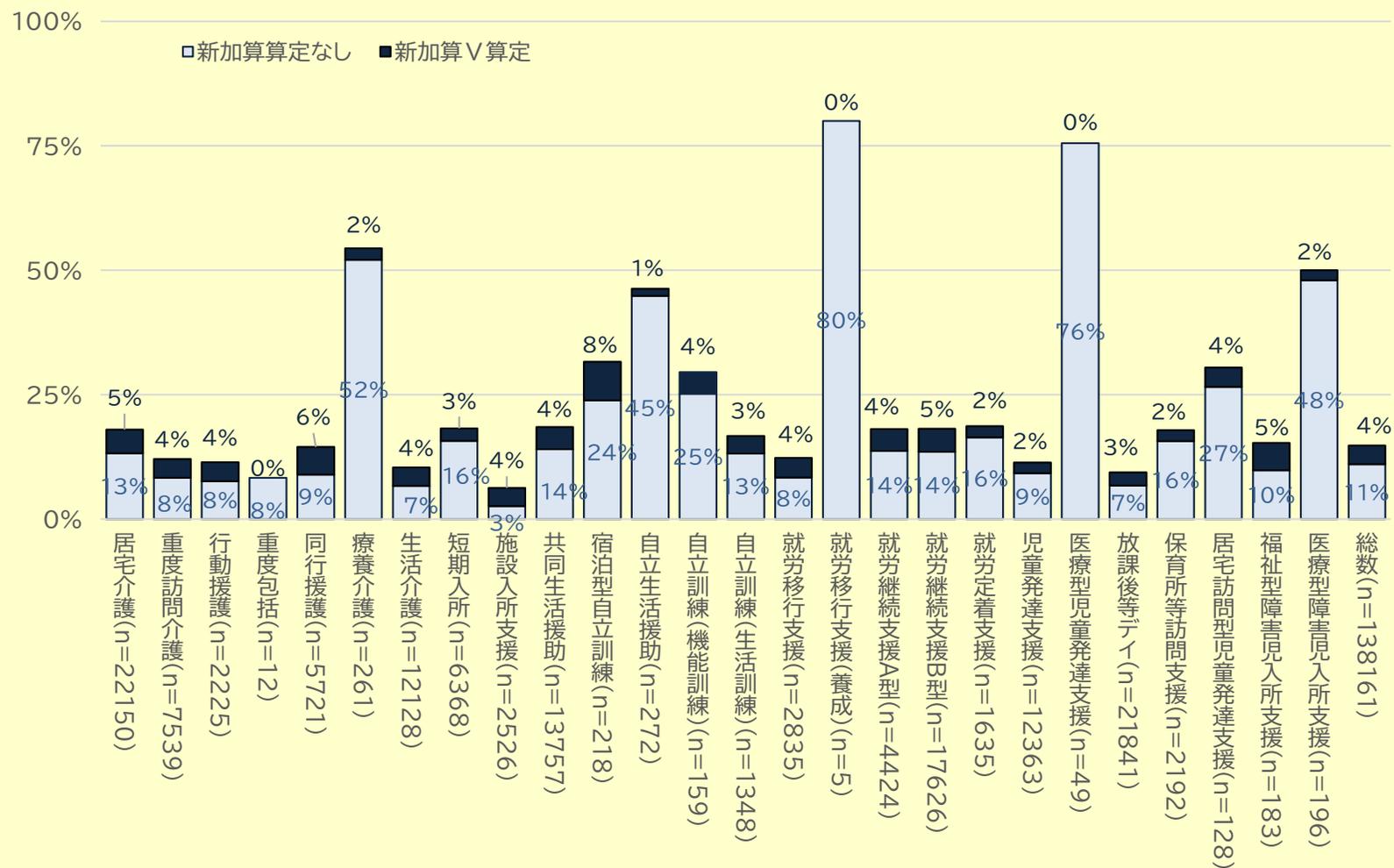
(※1) エラー傾向として、障害児施設台帳登録内容(各種加算情報)と、請求内容の不整合によるエラーが多く見受けられる。

(※2) 令和5年11月～令和6年10月審査分におけるエラー発生率の最大値を示す。

2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について

(2) 処遇改善加算の算定状況分析(サービス別)

○ サービス別にみると、新加算算定なし、または新加算Ⅴを算定している事業所の割合が高いサービスが見られた。



4. デジタル化への対応について

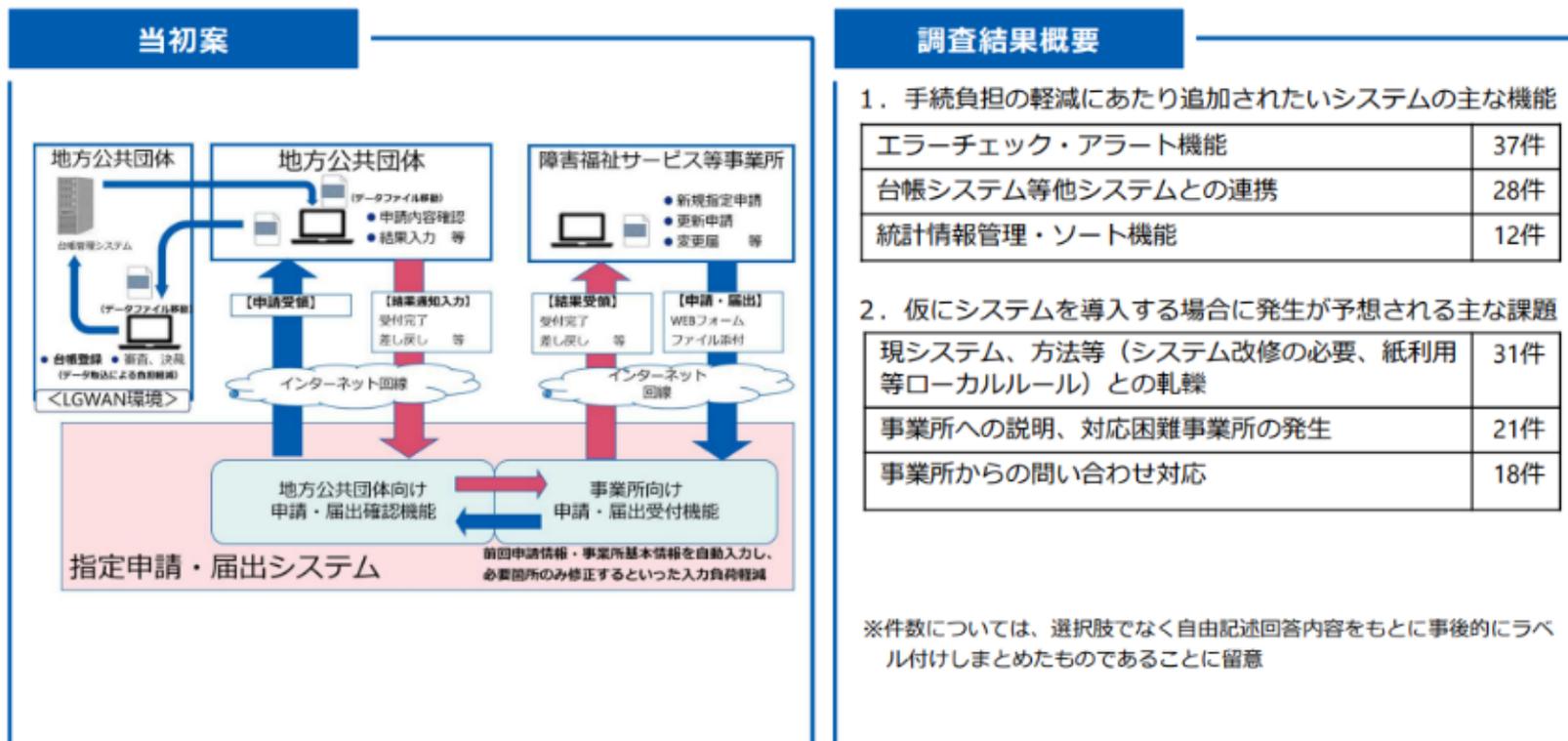
4. デジタル化への対応について

(1) 厚生労働省における検討状況

令和6年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉現場における事務負担の軽減に関する調査研究」

電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けた調査

- 各自治体（都道府県・政令市・中核市）に対し、左の当初案を示しつつ、機能やシステムの整備に当たって注意すべき点を調査
- 本調査の結果は、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）」の検討に活用



12

4. デジタル化への対応について

標準様式等の使用の基本原則化を巡るこれまでの経緯

令和5年6月16日
「規制改革実施計画」(閣議決定)

- ・ こども家庭庁及び厚生労働省は、(略)指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、**標準様式及び標準添付書類**(以下「標準様式等」という。)を作成する。(令和5年度措置)
- ・ 障害福祉サービス等事業者が、**当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の法令上の措置**を講ずる方向で検討する。(令和5年度検討・結論)

令和6年2月6日
「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

- ・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、**標準様式等の使用の基本原則化について検討**を行う。

令和6年11月22日
「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」閣議決定

- ・ 障害福祉サービス事業者等の手続負担を軽減するため、**2024年度内に**、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う手続き※について、**標準様式及び標準添付書類を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。**

※ 指定申請及び報酬請求

令和6年12月25日
「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議

- ・ こども家庭庁及び厚生労働省は、(略)障害福祉サービス等事業者が(略)地方公共団体に対して行う指定申請及び報酬請求(加算届出を含む。以下同じ。)の手続について、こども家庭庁及び厚生労働省が定めた**標準様式及び標準添付書類**(以下「標準様式等」という。)を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。(令和6年度措置)

4. デジタル化への対応について

障害福祉分野における手続負担の軽減について（概要）

（令和6年4月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／企画課監査指導室
・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

障害福祉サービス等事業者の手続負担の軽減に向けて、各都道府県等に対して、標準様式等の積極的な活用を促すとともに、各種手続きの簡素化の取組について検討を要請。

1. 標準様式等の活用について

- 指定申請・報酬請求等関連文書に係る標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）について、こども家庭庁及び厚生労働省のホームページへの掲載を周知。
- 標準様式等の活用は、障害福祉サービス等事業者の手続負担を軽減し、生産性の向上に資するものであることから、各都道府県等に対し、標準様式等の活用について積極的に検討いただくよう依頼。

2. 手続の簡素化について

- 指定申請等の様式について押印・署名を求めることがないよう、標準様式等の活用を依頼。
- 新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、書類の提出は電子メール等による提出も可能とすること等、場合分けを行った上での対応を依頼。
- 更新の申請及び変更の届出については、原則、電子メール等による提出とするよう依頼。
- 各種加算の届出をはじめ、指定申請以外の手続においても電子メール等による提出を原則とするなど、手続の簡素化に資するよう、柔軟な対応を依頼。
- 人員配置に関する添付資料は、人員配置基準に該当する資格に関する資格証等の写し及び管理者等の経歴書のみとし、雇用契約書等そ

他の人員に関連する添付資料は求めないよう依頼。

- 運営規程等を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えないことを改めて周知。
- 実人数を記載する場合であっても、運営規程の「従業員の員数」に変更が生じたものとして届出が必要になる場合は、変更が生じた都度ではなく、1年のうち一定の時期を比較して変更があった場合で足りることを周知。
- 指定に当たっての施設・設備等の写真の提供は地方公共団体が現地を訪問できない場合に限り依頼。
- 更新申請時に求める文書の簡素化を依頼。
- 同一事業所で複数のサービスの指定等の有効期限が異なる場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することが可能であることを周知。
- 運営指導において重複した資料の提出を求めないことや、ICTで管理している書類についてはPC画面上で確認することを依頼。

3. 今後の標準様式等の使用の法令上の措置・システム整備について（略）

4. 障害福祉分野における事業者要望専用窓口について（略）

5. 障害福祉分野における手続負担の軽減のための調査について（略）

4

4. デジタル化への対応について

標準様式等の使用の基本原則化について（案）

これまでの対応

- 「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）等を踏まえ、令和6年4月に、厚生労働省・こども家庭庁において、指定申請及び報酬請求関連文書について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、ホームページに掲載。各自治体における積極的な活用を促しているところ。
- 当該標準様式等については、令和5年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービスにおける各種行政手続き等の負担軽減に向けた調査研究」において、検討委員会（※）での各委員の意見を踏まえ案を作成し、厚生労働省・こども家庭庁において作成。
（※）学識経験者、施設（事業所）関係者、自治体関係者で構成
- また、令和6年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」において、当該標準様式等について、自治体向けに利用状況や必要な修正内容等を把握するための調査を実施した上で、検討委員会において、修正すべき点等（※）について議論いただいたところ。
（※）「指定申請書」を指定変更申請書としても活用できることとしたこと、加算届出の添付資料としても使用される「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」について加算要件となる職種も入力できるようにしたこと 等

今後の対応

- 現在ホームページで公表している標準様式等について、上記令和6年度推進事業における検討結果を踏まえて必要な修正を行った上で、今年度中に必要な府省令及び告示の改正等を行い、標準様式等の使用を基本原則化するよう位置づけてはどうか。
- 施行時期については、自治体での準備期間や事業者の利便性との兼ね合いを踏まえ、令和8年4月からとしてはどうか。なお、標準様式等の使用が可能な自治体については、施行を待たず、できる限り早期の活用を促すこととする。

9

4. デジタル化への対応について

電子的に申請・届出を可能とするためのシステム整備の検討を巡るこれまでの経緯

令和5年6月16日
「規制改革実施計画」(閣議決定)

- ・ 子育て家庭庁及び厚生労働省は、(略) **電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備**について検討する。(可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論)
- ・ 子育て家庭庁及び厚生労働省は、(略) **届出手续のワンストップ化を実現**する方向で検討する。(可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論)

令和6年2月6日
「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

- ・ (略) **令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備**に向けて検討する。

令和6年9月24日
「共通化の対象選定に向けた令和6年度の作業依頼について(案)」(国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(第1回))

- ・ **事業所台帳管理システムに加え、電子申請・届出システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方がトータルコストを最小化できる可能性があるため、共通化の対象候補とする。**
- ・ 厚生労働省は、**令和7年3月末までに、共通化することが適当かを検討し、共通化する場合は、その方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。**
- ・ その際、報酬改定等の制度改正による地方自治体への影響を最小限にすることを含め、障害福祉サービス等事業者等の**指定申請から報酬請求までの全体の業務のフローのデジタル化を進め、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。**

※令和6年10月29日「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(第2回)」において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」が令和6年度共通化の対象候補として正式に決定

令和6年12月25日
「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議

- ・ 電子的に(略)標準様式等を用いて申請・届出を可能とするためのシステム(以下「**電子申請・届出システム**」という。)の**整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。**あわせて、電子申請・届出システムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。
- ・ (略) **届出手续のワンストップ化を令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。**

11

4. デジタル化への対応について

令和5年度障害者総合福祉推進事業

「障害福祉サービスにおける各種行政手続き等の負担軽減に向けた調査研究」(概要)

助成先事業者:PwCコンサルティング合同会社

主な取組

- 標準様式等の作成、法令上の措置を講ずる方向での検討(指定申請、報酬請求(加算届出を含む)、指導監督)
- 事業者要望専用窓口の開設
- 手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組状況や手続の利便性向上に係る調査

検討委員会委員

岩崎 香 早稲田大学人間科学学術院 教授

齊藤 正行 一般社団法人全国介護事業者連盟 理事長

江島 晃好 全国身体障害者施設協議会 総務・広報委員会副委員長

曾根 直樹 日本社会事業大学専門職大学院 教授

鷹野 雪保 堺市健康福祉局障害福祉部 部長

堀 将人 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課主事

久木元 司 公益財団法人日本知的障害者福祉協会 政策委員長

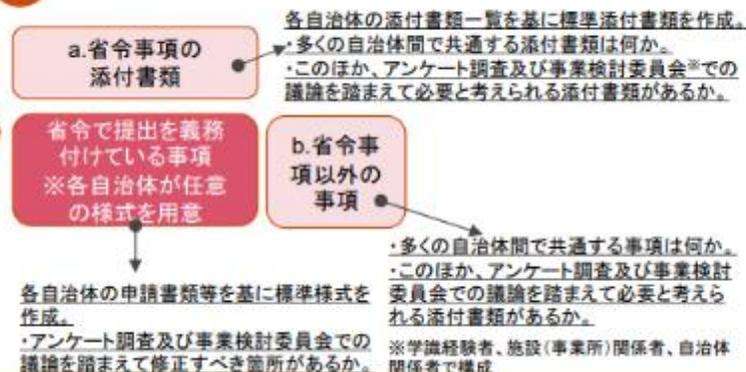
守 淳一 佐世保市保健福祉部指導監督課 主査

標準様式及び標準添付書類の作成

1 各自治体から様式を収集



2 各自治体間の共通項や独自項目に係る分析



3 標準様式及び標準添付書類を作成

3

4. デジタル化への対応について

障害福祉サービス事業所等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について

概要

- **規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）**において、介護・保育・障害福祉分野の事業者の経営力強化等を目的として、円滑な吸収合併等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の事務に要する負担を軽減するため、**事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の簡素化等の措置を講ずること**とされた。
- 当該計画を踏まえ、**障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について**（令和6年6月21日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及びこども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）を**発出**。

吸収合併等に伴う指定の取扱いについて



- A法人がB法人に吸収合併等され、A法人の事業所をB法人が引き継ぐ場合は、B法人の事業所として**新規に申請・指定を行う必要がある**。
- 吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると指定権者が認める場合は、**指定申請における手続の簡素化や障害福祉サービス等報酬上の実績の通算など、柔軟な取扱いを行う**。

手続の簡素化

- 次に掲げる**手続の簡素化**を行う。
 - 1) 事業所が指定権者へ行う手続
 - ・ 指定申請時に提出すべき書類については、**吸収合併等前の旧法人が運営する事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更があった部分についてのみ届け出ること**で足りるものとする。
 - 2) 事業所と利用者が行う手続
 - ・ **サービス等利用計画の変更を不要**とする
 - ・ 会社法に基づき、旧法人の権利義務を承継する場合は、**障害福祉サービス事業所等の利用契約の再締結を不要**とする
- 吸収合併等が行われるより前の旧法人が運営する事業所の利用者に対するサービスが継続的に提供されるよう、**可能な限り迅速・簡便な対応を行うなど、十分な配慮をお願いします**。

報酬上の取扱い

- 障害福祉サービス等報酬上、**吸収合併等前の旧法人が運営していた事業所の実績を通算する**。
(例)
 - ・ 就労移行支援の基本報酬における就職後6ヶ月以上定着率
 - ・ 福祉専門職員配置等加算における職員の勤続年数
 - ・ 居宅介護の特定事業所加算における重度障害者の受入割合
 - ・ 定員超過利用減算における過去3ヶ月の平均利用人員 等

5

4. デジタル化への対応について

令和6年度障害者総合福祉推進事業

「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」(概要)

助成先事業者:株式会社政策基礎研究所

主な取組

- 指定、加算の電子申請・届出システムの構築に向けた準備
- 事業所要望専用窓口の設置
- 上記システムに必要な機能の検討
- 地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容(※)
- 標準様式等(指定、加算)の使用の基本原則化
- 自治体取組状況及び好取組事例調査(※)

※地方公共団体ごとの独自ルールの調査、各自治体の手続き簡素化の取組状況のフォローアップを行うとともに、検討委員会での議論を踏まえ、障害福祉サービス受給者証等の扱いについても実態把握を行っているところ。

検討委員会委員

岩崎 香 早稲田大学人間科学学術院 教授

江島 晃好 全国身体障害者施設協議会 総務・広報委員会副委員長

金本 昭彦 JAHIS(保健医療福祉情報システム工業会) 保健福祉システム部会 福祉システム委員長

鷹野 雪保 堺市健康福祉局障害福祉部 部長

久木元 司 公益財団法人日本知的障害者福祉協会 政策委員長

小島 剛 株式会社佐賀電算センター システム本部 システム開発事業部 サブマネージャー

小中原 麻子 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ 主事

斉藤 正行 一般社団法人全国介護事業者連盟 理事長

曾根 直樹 日本社会事業大学専門職大学院 教授

守 淳一 佐世保市保健福祉部指導監査課 主査

4. デジタル化への対応について

令和6年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」 障害福祉分野における標準様式等の使用の基本原則化の検討のための調査

<調査概要>

- ・対象：都道府県・政令市・中核市（計129件）
- ・回収状況：101件（78.3%）
- ・実施期間：令和6年9月20日～10月9日（予備期間～14日）
- ・目的：①障害福祉分野における標準様式等の使用の基本原則化の検討のための調査
②電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けた調査

<調査結果>

1. 標準様式の使用状況
 - ・指定申請関係については、いずれも60～70%強が「使用していない」と回答
 - ・加算届出関係については、いずれも60～80%弱が「変更を加えず使用」と回答
2. 使用していない場合の理由
 - ・いずれも「様式入れ替えの対応が間に合っていないため」が最多
 - ・いずれも「様式の使い勝手が悪い」は5件以下
3. 使用していない場合 標準様式の内容について
 - ・「利用不可」はほとんどみられない

(2) 介護情報基盤の検討状況

介護保険制度における利用者に関する主な介護情報

第1回介護情報利活用ワーキンググループ
(令和4年9月12日)資料2(一部改変)

利用者に関する主な介護情報としては以下があるところ、このうち、介護情報基盤での共有を目指す情報の内容については、健康・医療・介護情報利活用検討会介護情報利活用ワーキンググループ中間とりまとめ(令和6年3月29日)において、当面の間、要介護認定情報(主治医意見書を含む。)、請求・給付情報、LIFE情報及びケアプランとされた。(その他の介護情報及び医療情報の共有については、情報の標準化等の進展も踏まえながら、引き続き検討するべきであるとされた。)

情報の種類	情報の内容
● 要介護認定情報等	被保険者番号、保険者番号、要介護認定等に係る認定情報(一次判定結果、主治医意見書、二次判定結果)、負担割合や住所地特例に係る情報、認定調査項目等
● 請求・給付情報	介護保険サービスの報酬を請求する際の介護給付費請求情報
● LIFEで集めている情報	介護報酬のLIFE関連加算の様式に規定されている利用者の状態や介護事業所で行っているケアの計画・内容
● 診療情報提供書・入退院情報	傷病名、既往歴及び家族歴、現在の処方等
● 主治医意見書	診断名、日常生活自立度、現在あるかまたは今後発生の高い状態とその対処療法等
○ 訪問看護指示書・報告書	病状・治療状態、処置の有無、看護の内容等
● ケアプラン	居宅サービス計画書、週間サービス計画表、サービス担当者会議の要点、居宅介護支援経過、サービス利用票および別表等
○ 提供したケアに関する記録	介護事業所において日々記録されている利用者の情報(提供したサービスの記録、食事・排泄の状況、バイタル、生活状況等)

注) 左端の丸の色は前頁の矢印の色と対応する

令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 自身の介護情報を個人・介護事業所等で閲覧できる仕組みについての調査研究事業報告書(三菱総合研究所)を元に厚生労働省作成

第9回介護情報利活用ワーキンググループ(令和6年3月14日)
資料2-1より抜粋・一部改変

介護情報基盤による介護情報の共有範囲(現在)

★:作成主体 ○:主に情報共有されている主体
水色部分はすでに電子的に共有されている情報

情報の種類	様式等	介護情報基盤で情報共有する関係者				
		利用者	市区町村	居宅介護支援事業所(※1)	介護事業所	医療機関
				作成事業所	作成事業所	作成者
要介護認定情報	①認定調査票		★			
	②主治医意見書		○		★(※2)	★
	③介護保険被保険者証(要介護度等を含む)	○	★	○	○	○
	④要介護認定申請書	★	○			
請求・給付情報	①給付管理票	○	○	★		
	②居宅介護支援介護給付費明細書					
	③介護給付費請求書					
	④介護予防・日常生活支援総合事業費請求書					
	⑤居宅サービス・地域密着型サービス給付費明細書	○	○		★	
	⑥介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書					
	⑦介護予防・日常生活支援総合事業費明細書					
	⑧施設サービス等介護給付費明細書					
LIFE情報	①LIFE情報(利用者フィードバック票)				★	
ケアプラン	(1)居宅サービス	○		★	○	
	(2)施設サービス					
	①第1表 居宅サービス計画書(1) ⑥第1表 施設サービス計画書(1)					
	②第2表 居宅サービス計画書(2) ⑦第2表 施設サービス計画書(2)					
	③第3表 週間サービス計画表 ⑧第3表 週間サービス利用表					
	④第6表 サービス利用票					
⑤第7表 サービス利用票別表						
住宅改修費利用等の情報	①介護保険住宅改修費利用情報		★			
	②介護保険福祉用具購入費利用情報					

※1 介護事業所等に所属し、利用者のケアプランを作成する介護支援専門員を含む。 ※2 介護老人保健施設及び介護医療院に限る。
注) 点線で区切られたマスは、左側が当該情報を作成した事業所等、右側がそれ以外の事業所等を示す。

10

出典)第114回社会保障審議会介護保険部会(令和6年9月19日)資料1

第9回介護情報利活用ワーキンググループ(令和6年3月14日)
資料2-1より抜粋・一部改変

介護情報基盤による介護情報の共有範囲(介護情報基盤運用開始後)

★:作成主体 ○:これまで主に情報共有され、今後も介護情報基盤で共有される主体
◎:今後、利用者の同意を前提に介護情報基盤で情報共有される主体

情報の種類	様式等	介護情報基盤で情報共有する関係者				
		利用者	市区町村	居宅介護支援事業所(※1)	介護事業所	医療機関
				作成事業所	作成事業所	作成者
要介護認定情報	①認定調査票		★	◎		
	②主治医意見書		○	◎	★(※2)	◎(※2)
	③介護保険被保険者証(要介護度等を含む)	○	★	○	○	○
	④要介護認定申請書	★	○			
請求・給付情報	①給付管理票	○	○	★		
	②居宅介護支援介護給付費明細書	(※3)	(※3)			
	③介護給付費請求書					
	④介護予防・日常生活支援総合事業費請求書					
	⑤居宅サービス・地域密着型サービス給付費明細書				★	
	⑥介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書	(※3)	(※3)			
	⑦介護予防・日常生活支援総合事業費明細書					
	⑧施設サービス等介護給付費明細書					
LIFE情報	①LIFE情報(利用者フィードバック票)	◎	◎	◎	★	◎
ケアプラン	(1)居宅サービス					
	①第1表 居宅サービス計画書(1)					
	②第2表 居宅サービス計画書(2)	○	◎	★	○	◎
	③第3表 週間サービス計画表					
	④第6表 サービス利用票					
(2)施設サービス						
⑤第7表 サービス利用票別表						
住宅改修費利用等の情報	①介護保険住宅改修費利用情報	◎	★	◎		
	②介護保険福祉用具購入費利用情報					

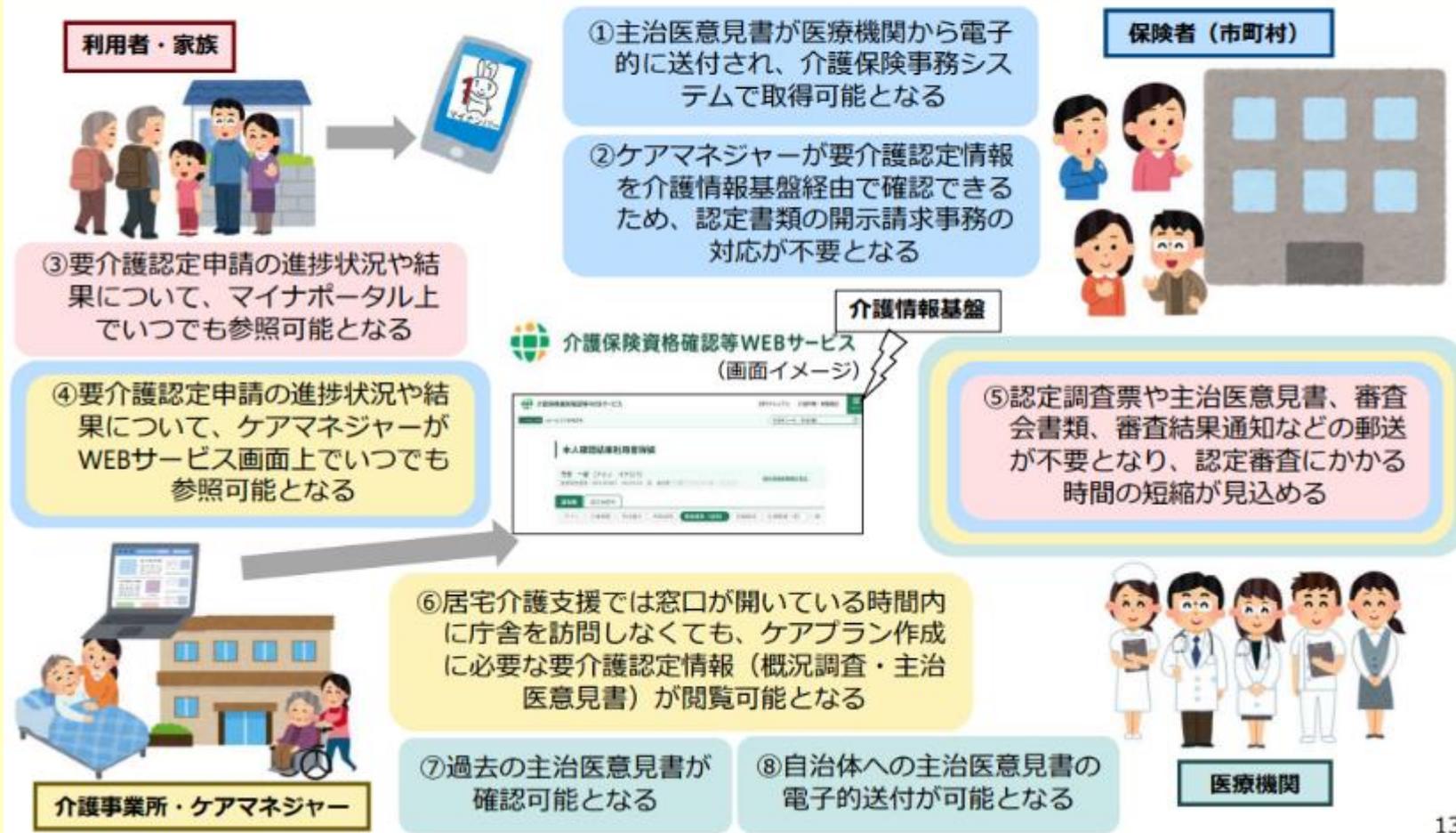
※1 介護事業所等に所属し、利用者のケアプランを作成する介護支援専門員を含む。 ※2 介護老人保健施設及び介護医療院に限る。

※3 すでに必要な関係者には電子的に共有されているため介護情報基盤には格納しないが、活用方法については引き続き検討。

注)点線で区切られたマスは、左側が当該情報を作成した事業所等、右側がそれ以外の事業所等を示す。

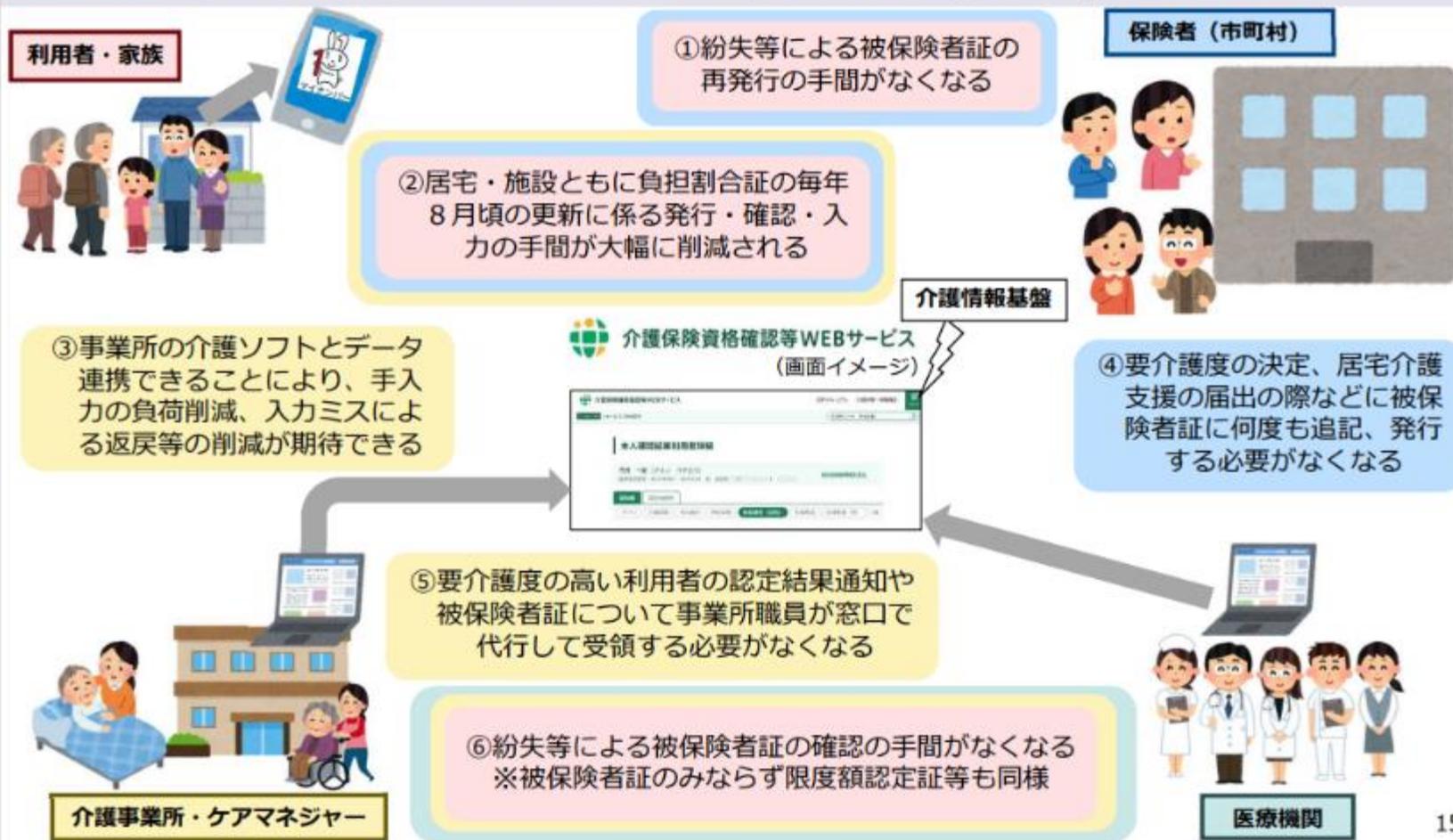
介護情報基盤でできること：要介護認定事務の電子化

効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。(例：④は介護事業所・ケアマネジャー、保険者の2者)



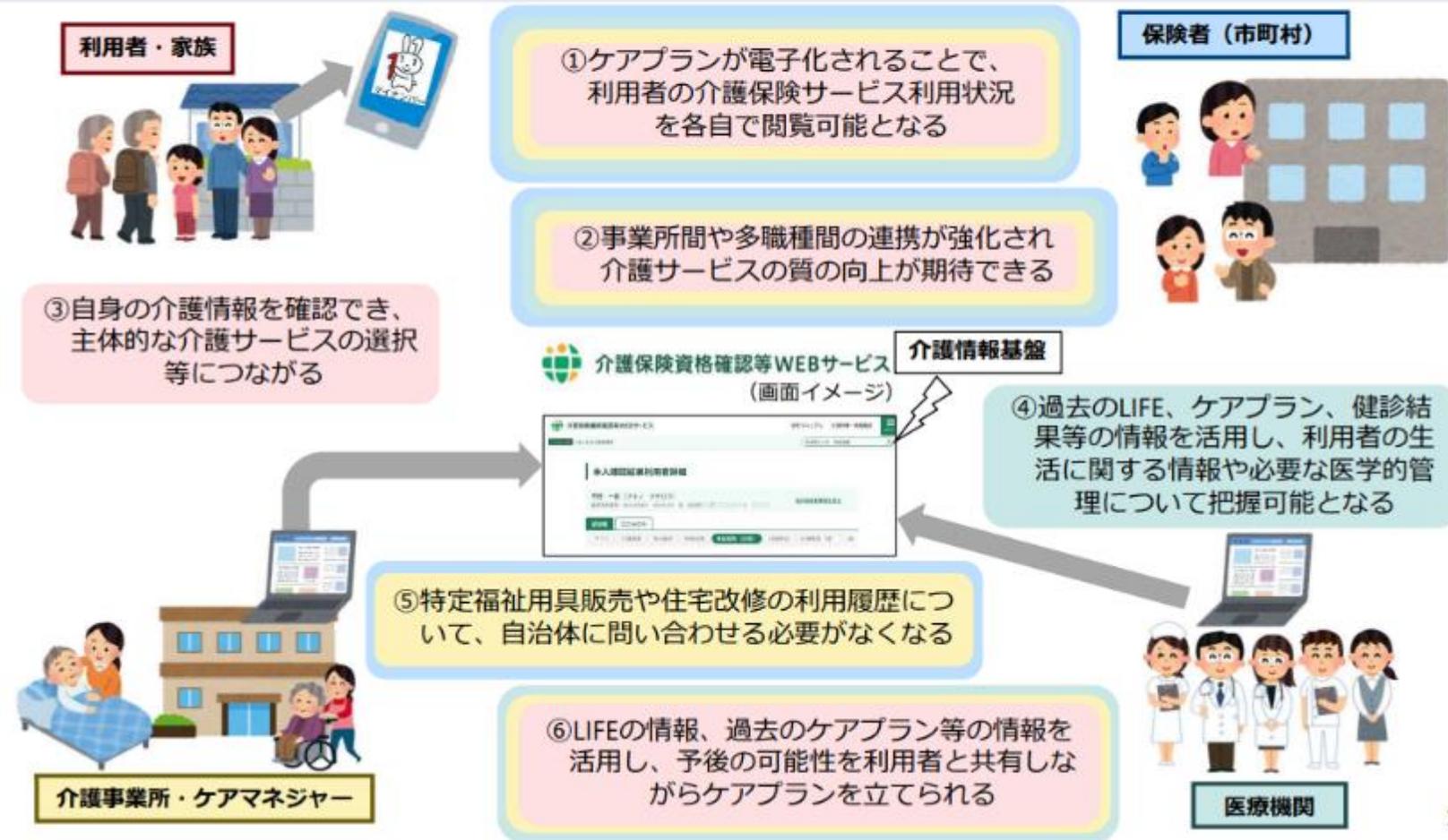
介護情報基盤でできること：介護保険被保険者証の電子化

効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。(例：①は利用者・家族、保険者の2者)



介護情報基盤でできること：LIFE情報・ケアプラン・履歴/上限額の電子化

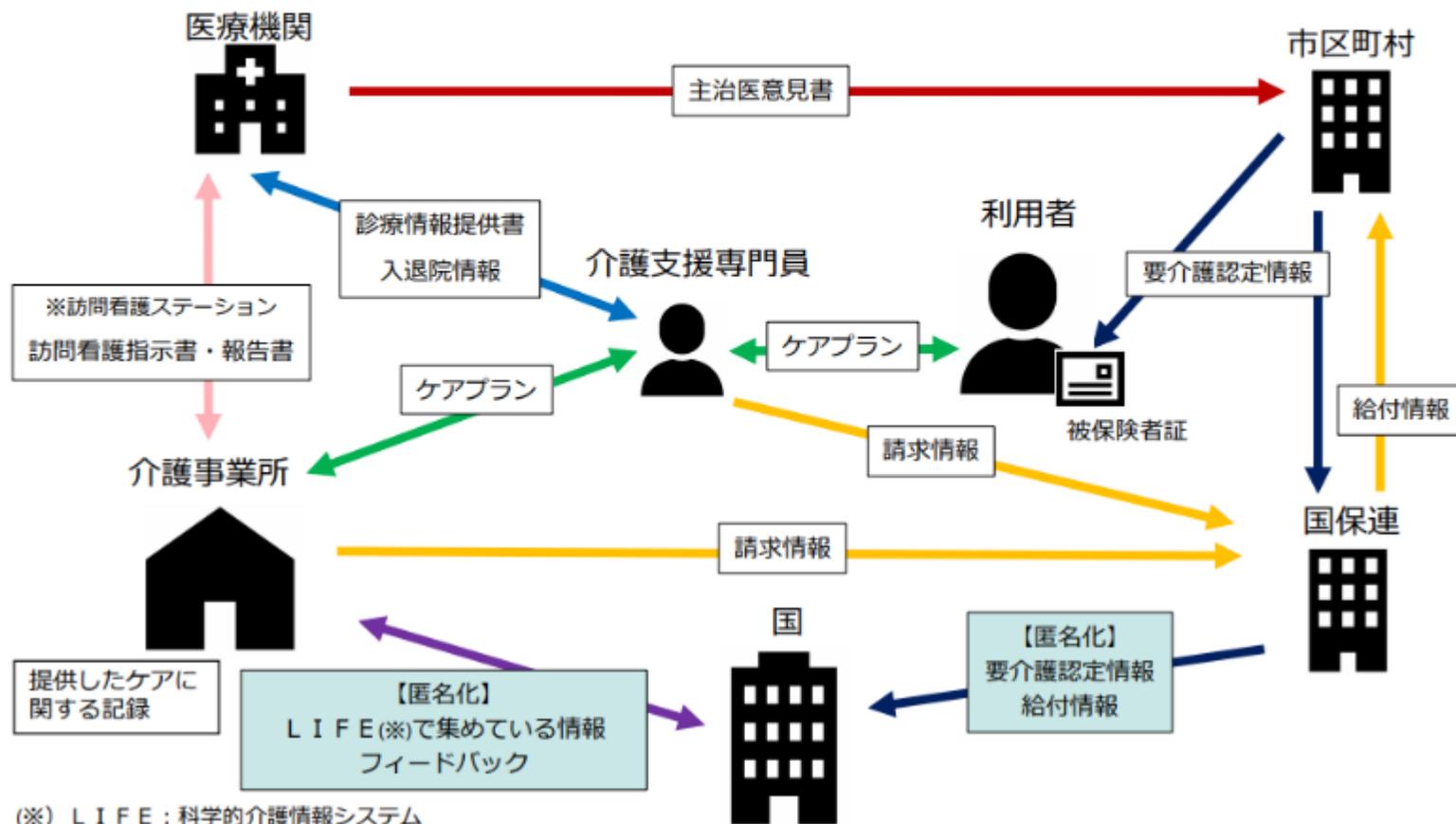
効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。(例：①は4者すべて)



第1回介護情報活用ワーキンググループ(令和4年9月12日)資料2より抜粋

介護保険制度における利用者に関する主な介護情報の流れ

主に、保険者(自治体)、国保連、介護事業所、医療機関、介護支援専門員が利用者に関する介護情報を取り扱っている。



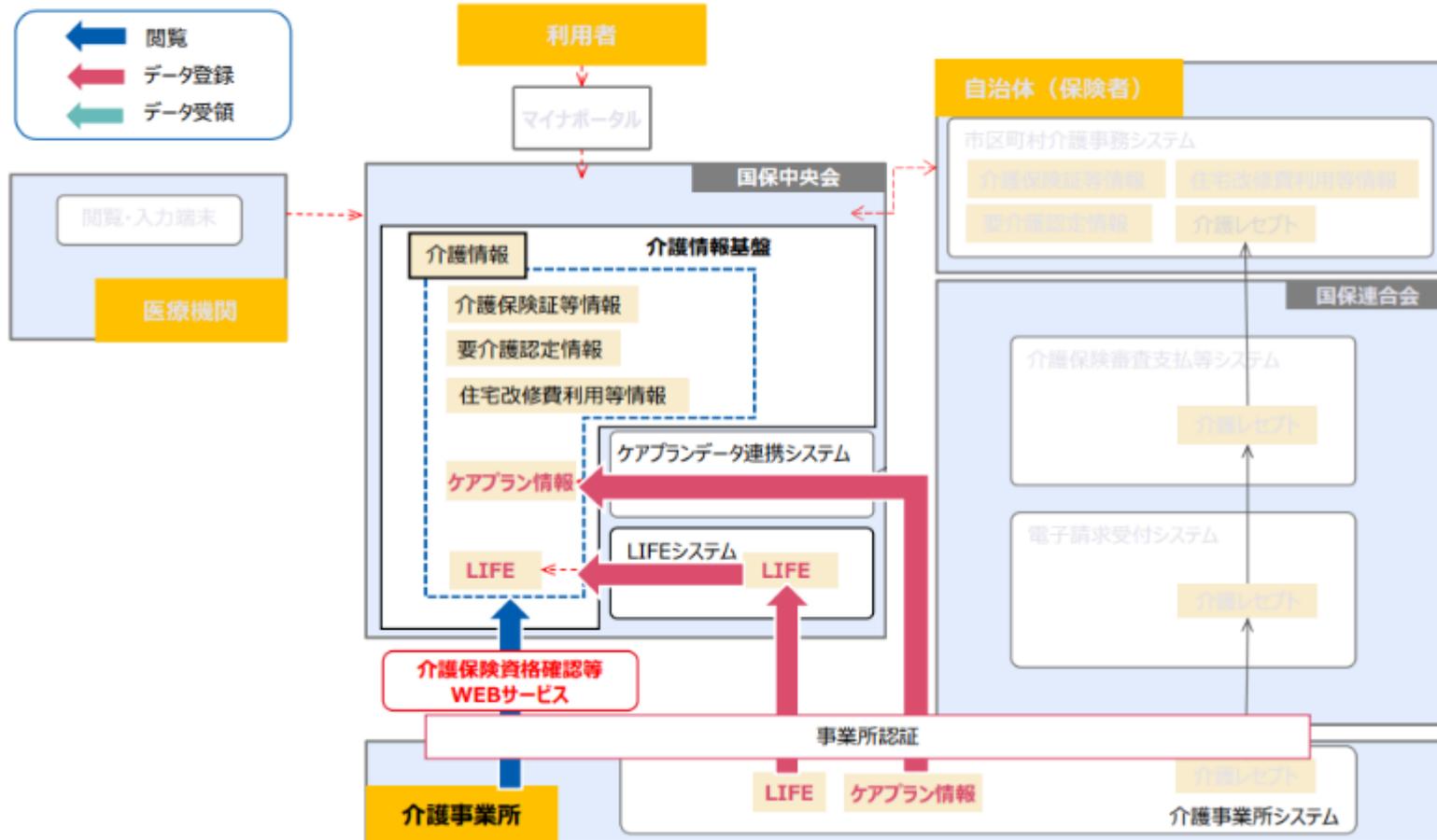
介護情報基盤：介護事業所の活用イメージ（令和8年度以降）

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）
令和6年7月8日

資料1

● 介護事業所は

- ・ 介護情報基盤に登録された介護情報を介護保険資格確認等WEBサービスを経由して閲覧できる。
- ・ ケアプラン情報、LIFE情報を介護情報基盤に登録する。

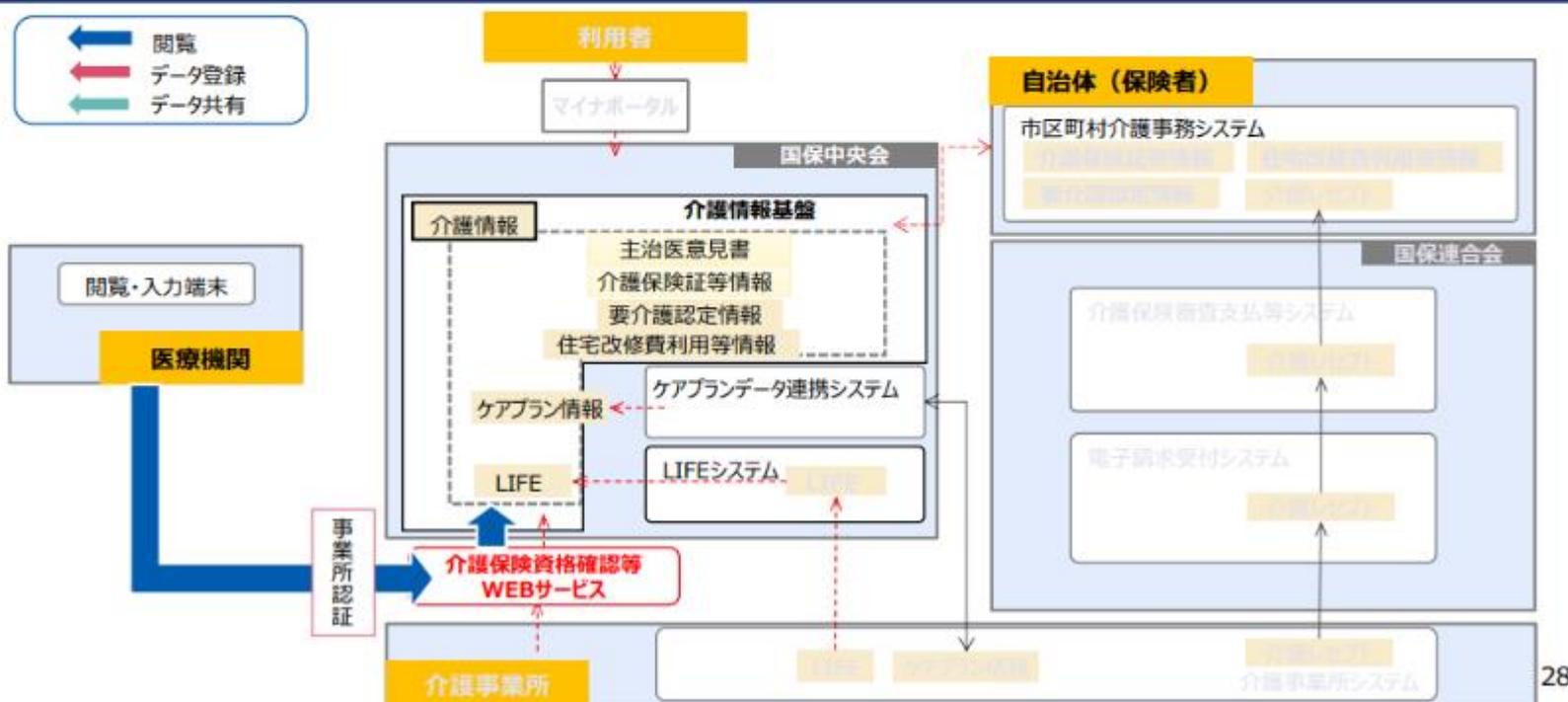


27

介護情報基盤：医療機関における活用イメージ ～医療機関における介護情報の閲覧について～

基本的な考え方・方針

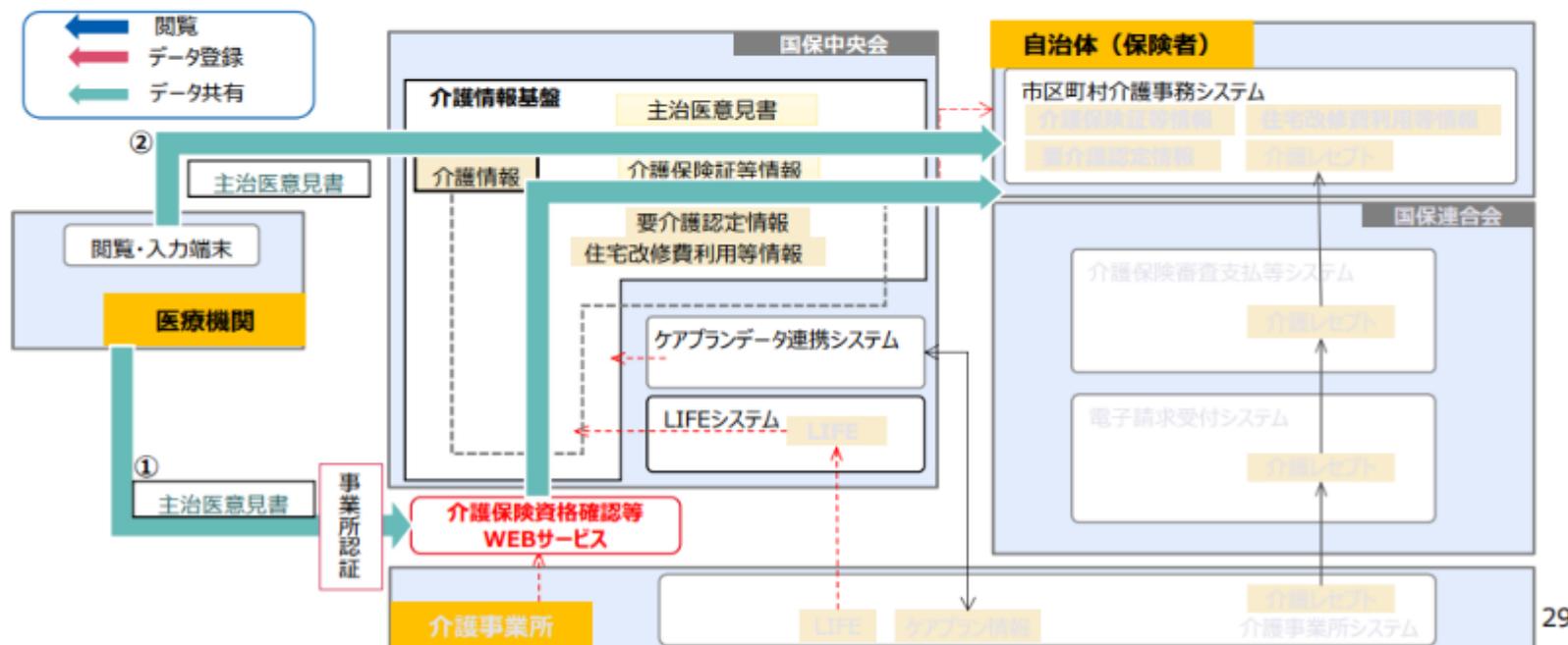
- 当面の間、希望する医療機関については、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、担当する患者の介護情報を閲覧することとしてはどうか。(みなし介護事業所として、インターネットに接続している端末への適切なネットワークの設定や、クライアント証明書の搭載など必要なセキュリティ対策を講じることで閲覧を可能とする。)
- 上記の場合で閲覧可能な情報は、当面の間、介護保険被保険者証情報、要介護認定情報、LIFE情報、ケアプランとする。



介護情報基盤：医療機関における活用イメージ ～医療機関から保険者への主治医意見書の電子的な提出方法について～

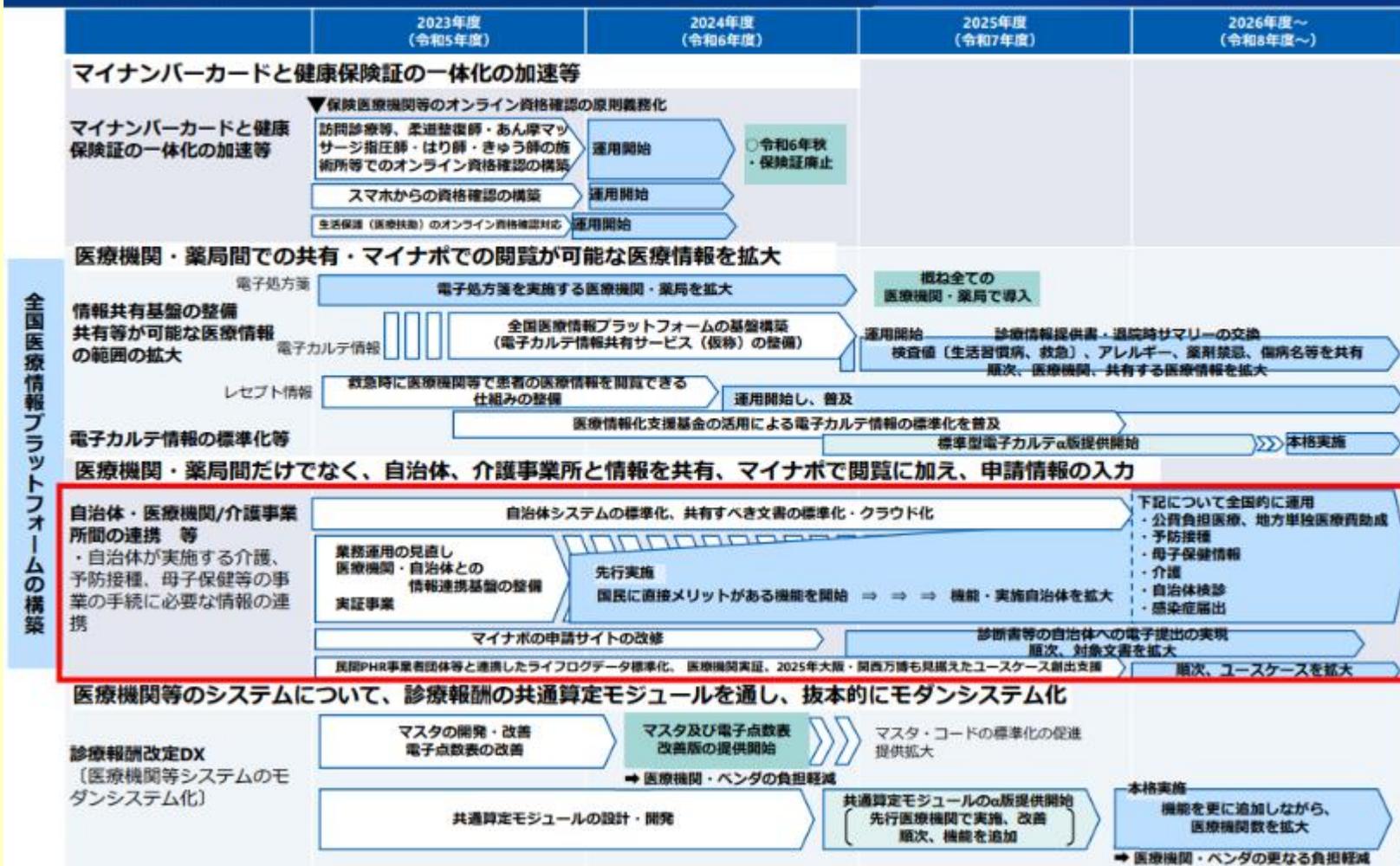
基本的な考え方・方針

- 医療機関から自治体への主治医意見書の電子的提出については、医療機関と自治体の負担軽減を目的として、
 - ①介護保険資格確認等WEBサービスを介して、セキュリティを確保した上でインターネット経由で提出する経路と、
 - ②医療機関における電子カルテ、文書作成ソフト等に、自治体の介護保険事務システムで受領可能な主治医意見書の仕様で送信する機能を搭載する(※1)ことで、オンライン資格確認等システム経由で直接提出する経路が考えられるのではないかと(※2)。
- ※1 電子カルテ等に当該機能を搭載することを検討する医療機関については、その他の情報の利活用に伴う改修時期との関係に留意が必要。
- ※2 今後、医療DX全体の進捗状況とも整合性を取りながら検討を進める。



第2回医療DX推進本部
(令和5年6月2日)資料3

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



Ⅲ. 令和6年度WG検討事項別実施報告(詳細)

1. 審査に関することについて

Ⅲ. 令和6年度WG検討事項別実施状況(詳細)

(1) 検討の背景

○平成28年度の研究会では、国保連合会における一次審査の実施に向けた取り組みとして以下の対応が提言され、これまでの研究会においても、提言に基づき検討を行っているところ。

警告	警告からエラーに移行	事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、警告からエラーに移行する。
	チェック要件等の見直し	現在行っている事務点検について、よりきめ細かくチェックできるようチェック要件を細分化する等、チェック内容の見直し等を行う。なお、インターフェースの見直しが必要なものについては、平成30年4月制度改正・報酬改定に留意し検討を行う。
	警告区分の追加	機械的に判断がつかないものについては、引き続き警告のままとする。 ただし、市町村等での審査を効率的に実施するため、返戻割合が高いもの等、市町村等において特に確認が必要となる警告を「警告(重度)」として区別する。 <警告(重度)の基準> ・市町村等において、特に確認が必要と考えられるもの(特例措置があるもの) ・返戻率15%以上
正常	新たなチェックの追加	国保連合会で実施した事務点検では正常とされたものの、市町村等審査により返戻となったもの等について、新たにチェックを追加する。

※ 正常 : 一次審査における受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定されたもの
警告又は警告(重度) : 国保連合会が保有する情報では、「正常」と判断できないもの
エラー : 各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの

1-1. 「警告」から「エラー」への移行等について

1-1. 「警告」から「エラー」への移行等について

(1) 令和6年度の実施内容等

○令和6年度においても「警告」から「エラー」への移行を行った。なお、警告からエラーへの移行については、周知期間を設けたうえで実施している。今年度の移行期間については下図のとおり。

○エラー移行の周知期間には、エラー移行対象コードのエラーメッセージの文頭に★を付与した。



★: 警告(エラー移行対象)

【参考: エラー移行等に関する検討方針】

項目	検討内容等	今後の対応	実施(予定)時期
(1) 制度改正・報酬改定等に係る見直し	制度改正等に基づく判定レベル見直しについては、厚生労働省・中央会において検討のうえ、都道府県・国保連合会合同担当者説明会等において報告等を行う。	都道府県・国保連合会合同担当者説明会等において報告等を行う。	随時
(2) (1)以外の審査のチェック・強化等に向けた見直し	これまでの国保連合会調査結果、業務支援の意見・本研究会・WG委員の要望等を踏まえ、判定レベルの見直しを行う対象エラーコードの選定について、また、選定後の判定レベル見直しに向けた対応等について検討を行う。 【検討項目】 ア (1)以外の警告からエラーへの移行について イ エラーから警告への判定レベルの見直しについて ウ ア及びイ以外の判定レベルの見直しについて 例) 警告(重度)→警告	研究会・WGにおいて、選定方法や対象エラーコード案について検討を行う。	令和4年度以降随時

1-1. 「警告」から「エラー」への移行等について

- 例年どおり、国保連合会に対し、エラー移行対象となるエラーコードに関するアンケート調査を、令和6年7月から8月にかけて実施した。
- 上記アンケートの結果、移行対象エラーコードに関する反対意見はなかったことから、報酬改定に係る50のエラーコードをエラー移行とした。
- 令和6年11月審査からのエラー移行に向け、自治体・事業所等への周知として、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係より下記の事務連絡が発出され、エラー移行を行った。
 - ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係発出の令和6年10月2日付事務連絡
「障害者自立支援給付審査支払等システムにおける「警告」から「エラー(返戻)」への移行(令和6年度の実施)および一部エラーコードの判定レベルの見直し等について」(参考資料3)

1-2. 審査内容の拡充・強化について

1-2. 審査内容の拡充・強化について

(1) 同一世帯における複数児童の上限額管理チェックについて

- 令和5年度において、「同一世帯における複数児童の上限額管理チェック」(上限額管理結果票の電子化対応)について、令和6年度からの運用開始に向けチェック内容について検討し、方針を決めたところだが、国における市町村等のシステム改修費の予算確保の調整のため実施時期を延伸することとなった。
- 令和6年度においては、上記予算確保ができたことから、令和7年5月(4月サービス提供分)からの運用開始に向け、その周知等をはかる。

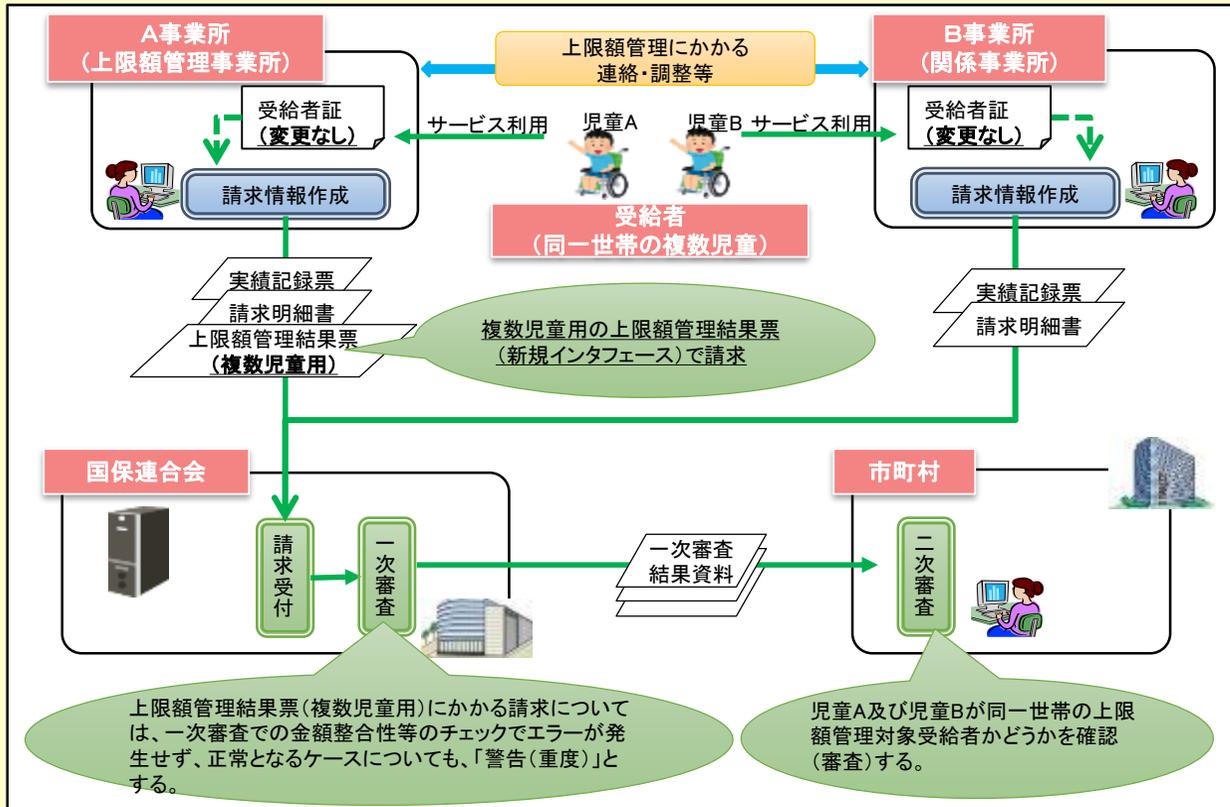
1-2. 審査内容の拡充・強化について

(2) チェックの実施内容【令和4・5年度報告書から抜粋】

【令和5年度の検討内容】

- 同一世帯における複数児童に対して上限額管理を行った場合においても電子請求が行えるよう、複数の利用者に対応した上限額管理結果票を新たに設け、国保連合会の一次審査でチェックを行う。
- 複数児童用の上限額管理結果票に関する請求様式(新規インターフェース)を追加する。ただし、既存(複数児童以外)の上限額管理結果票は、継続使用する。同一世帯における複数児童の上限額管理の運用イメージは、以下のとおり。

＜同一世帯における複数児童の上限額管理結果票と運用のイメージ＞



利用者負担上限額管理結果票(複数児童用)

平成 30 年 4 月

市町村番号	991111			
受給者証番号	9900000001			
支給決定障害者等氏名	ｼﾞｬｷﾞｰ ｼﾞﾛ			
支給決定に係る障害児氏名	ｼﾞｬｷﾞｰ ｼﾞﾛ			
指定事業所番号	9910000011			
管理事業所	事業所及びその事業所の名称			
利用者負担上限月額	9,300	情報作成区分 新規		
利用者負担上限額管理結果	1			
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限額を超過するため、下記のとおり調整した。				
項目	1	2		
事業所番号	9910000011	9910000012		
受給者証番号	9900000001	9900000002		
氏名カナ	ｼﾞｬｷﾞｰ ｼﾞﾛ	ｼﾞｬｷﾞｰ ﾊﾅｺ		
事業所名称	A事業所	B事業所		
総費用額	100,000	0		
利用者負担額	9,300	0		
管理結果後利用者負担額	9,300	0		
項目				
事業所番号				
受給者証番号				
氏名カナ				
事業所名称				
総費用額				100,000
利用者負担額				9,300
管理結果後利用者負担額				9,300

1-2. 審査内容の拡充・強化について

- 国保連合会の一次審査では、上限額管理結果票(複数児童用)の明細に複数の受給者の情報が設定されている場合、同一世帯の上限額管理の対象と判断し、請求内容に対する金額の整合性等についてのみチェックを行う。
当該チェックは、運用面への影響を考え、受給者台帳(受給者証)への変更は行わない方法としているため、あくまでも請求内容を基に判断することになり、対象の受給者が同一世帯の上限額管理対象受給者かどうかの判断は行わない。
- そのため、国保連合会の一次審査にて、上限額管理結果票(複数児童用)にかかる請求については一律「警告(重度)」とし、市町村での二次審査において、該当受給者が同一世帯の上限額管理対象受給者かどうかの確認(審査)を行う。

【補足事項】

- 複数児童用の上限額管理結果票に関する請求様式(新規インタフェース)については、インタフェース仕様書(事業所編)に定義されている。その使用開始時期については、厚生労働省及びシステム検討会との調整の結果、令和6年4月に対応予定と整理したが、国における市町村等のシステム改修費の予算確保の調整のため実施時期が延伸となっていた。

1.2.2.2. 利用者負担上限額管理結果票情報(入力情報)

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	J411	利用者負担上限額管理結果票情報	上限額管理者が作成する利用者負担上限額管理結果票の集計情報(上限額管理を行った場合に上限額管理者が送信する)。	サービス事業所等 — 国保連合会	月次	伝送
(2)	J421	利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童)	上限額管理者が作成する利用者負担上限額管理結果票の集計情報(同一世帯における複数児童の上限額管理を行った場合に上限額管理者が送信する)。(※1)	サービス事業所等 — 国保連合会	月次	伝送

※1 サービス提供年月が令和●年●月以降使用する。

使用開始時期は、インタフェースに現在伏字で記載されている。
今後、令和7年4月以降に適用するとして、改めて発出される予定。

(5) 利用者負担上限額管理結果票(複数児童) 基本情報レコード

項番	項目名	属性(※2)	バイン数	内容	※必須	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	※B
2	レコード種別コード	コード値	2	01を設定する(基本情報レコード)	◎	
3	サービス提供年月	コード値	6	サービスを提供した年月(西暦年月YYYYMMを設定する)	◎	※Y
4	上限額管理結果票情報作成区分コード	コード値	1	上限額管理結果票の作成区分を設定する。 1:新規 2:修正 3:取消	◎	※1
5	市町村番号	コード値	6	受給者証に記載された市町村番号(FactoryCodeと紐付く)	◎	※C

(6) 利用者負担上限額管理結果票(複数児童) 明細情報レコード

項番	項目名	属性(※2)	バイン数	内容	※必須	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	※B
2	レコード種別コード	コード値	2	02を設定する(明細情報レコード)	◎	
3	サービス提供年月	コード値	6	サービスを提供した年月(西暦年月YYYYMMを設定する)	◎	※Y
4	市町村番号	コード値	6	受給者証に記載された市町村番号(FactoryCodeと紐付く)	◎	※C

1-2. 審査内容の拡充・強化について

【複数児童の上限額管理チェック内容】

○同一世帯における複数児童の上限額管理チェックについては、既存の上限額管理結果票と同様にチェックが可能なものについては同じチェックを行う。複数児童に係る新しいチェックが必要なものについてはチェックを追加する。

○主なチェック内容は以下のとおり。なお、事業所が請求を行う簡易入力システム等においても、本対応に準ずる。

NO	分類	チェック概要
1	受給者存在チェック 妥当性チェック	基本情報の「受給者証番号」が、明細情報の「上限額管理対象受給者証番号」にも存在することをチェックする。
2		管理結果が「1」の場合における「管理結果後利用者負担額」のチェックについて、複数明細の「管理結果後利用者負担額」を合算してチェックを実施する。
3		明細情報の「上限額管理対象受給者証番号」が有効な受給者であること等をチェックする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者台帳に存在すること ・ 受給者台帳の利用者負担上限額管理情報が有効であること ・ 基本情報の「上限額管理事業所番号」が受給者台帳の上限額管理事業所番号と一致していること ・ 基本情報の「利用者負担上限月額」が受給者台帳の利用者負担上限月額と一致していること
4		明細情報の「総費用額」が、請求明細書の総費用額と一致することをチェックする。 明細情報の「利用者負担額」が、請求明細書の利用者負担額と一致することをチェックする。 明細情報の「管理結果後利用者負担額」が、請求明細書の管理結果後利用者負担額と一致することをチェックする。
5	重複チェック	上限額管理結果票と上限額管理結果票(複数児童)に対する基本情報間の重複がないことをチェックする。
6		上限額管理結果票と上限額管理結果票(複数児童)に対する基本情報・明細情報間の重複がないことをチェックする。
7	請求存在チェック	上限額管理結果票(複数児童)の明細情報に紐づく請求明細書が存在することをチェックする。 なお、上限額管理結果票(複数児童)の修正、取消によって上限額管理対象者ではなくなる場合は、対象者の支払済の請求明細書が存在しないことをチェックする。
8	加算の回数チェック	利用者負担上限額管理加算が算定されている請求明細書の場合、対となる上限額管理結果票(複数児童)に記載されている受給者を範囲に、利用者負担上限額管理加算の算定回数が「1回」であることをチェックする。
9	二次審査での世帯確認	上限額管理結果票(複数児童)で上限管理が行われている請求明細書の場合、請求明細書に対して判定レベル「警告(重度)」を出力する。
10	既存チェックの移設	請求明細書に対して出力していた「EJ98」について、上限額管理結果票と突合せするチェック内容に変更する。 (EJ98:※受付:請求明細書の「管理結果」が「1」の場合、「管理結果額」が「利用者負担上限月額①」未満の請求はできません)

1-2. 審査内容の拡充・強化について

(3) 検討内容

○同一世帯における複数児童の上限額管理結果票の電子化対応に向け、周知方法等を検討した。

○就学前児童の無償化施行時などを参考に、自治体から事業所へ配布可能なパンフレット等を作成し、令和6年11月にこども家庭庁より都道府県・市町村宛て通知された。

【パンフレットイメージ】



請求に際して

- 令和7年5月請求時(令和7年4月サービス提供分)から電子請求が可能となります。
- 電子請求開始にあたり、特別な手続きは必要ありません。使用している請求ソフトで請求を行ってください。
- 簡易入力システムでは、令和7年4月末頃リリース予定のバージョンアップ後から作成可能です。詳細はリリース時に電子請求受付システムにて通知するお知らせをご覧ください。
- 上限額管理事業所ではない事業所の請求方法は、従前と変わりません。

上限額管理事業所の確認は受給者証を確認しましょう

受給者証の五箇(利用者負担に関する事項)をご確認ください。

- 利用者負担上限額管理事業所名に記載されている事業所が、上限額管理事業所になります。
- 特記事項欄に、同一世帯に上限額管理対象児童が複数いることの記載があります。

請求ソフトでの上限額管理結果票の作成方法に関するお問い合わせは、各ソフト会社にお問い合わせください

簡易入力システムに関するお問い合わせはこちら

障害者総合支援電子請求ヘルプデスク
TEL: 0570-059-403 FAX: 0570-059-433
MAIL: mail@support-e-seikyuu.jp
※操作等に関するお問い合わせ以外については対応できません。

上限額管理結果票の提出等に関するお問い合わせはこちら

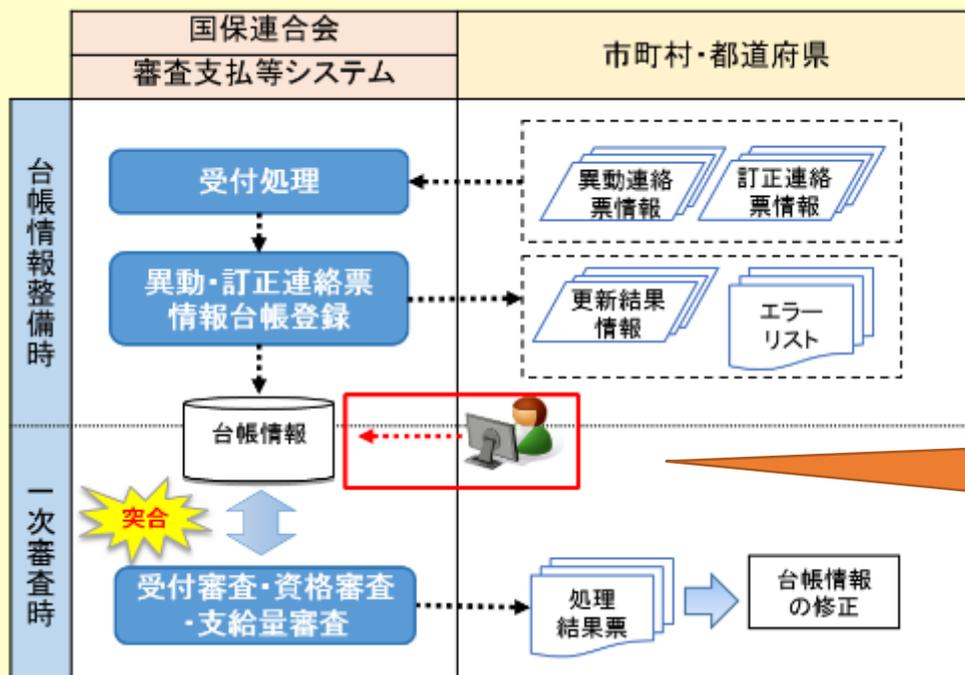
〇〇市障害者総合支援課
TEL: 00-0000-0000
MAIL: 〇〇.〇〇.jp

2. 台帳情報等整備に関することについて

2. 台帳情報等整備に関することについて

(1) 検討の背景

- 平成28年度研究会では、台帳情報整備時のエラー、または一次審査による警告やエラーへの対応を円滑に実施できるようにするため、市町村等においても、国保連合会に登録されている台帳情報や請求情報を参照できる仕組みを構築することが考えられるとされた。
- 上記の提言を踏まえ、国保連合会の審査支払等システムに登録されている台帳情報等の参照、市町村等で作成した異動／訂正連絡票情報や二次審査結果等を登録するための台帳情報等参照機能(以下、「市町村等支援システム」という)を追加する検討がなされた。
- ただし、システムの構築にあたっては、市町村等と国保連合会間のシステム構成が適切なものとなるよう設計することとされ、対応時期は機器等の増設が必要であることから段階的にリリースすることとし、第一段階として令和2年9月に稼働した後、これまでも機能追加を行っている。



台帳情報整備時や一次審査結果の確認時に、国保連合会に登録されている台帳情報等を参照できるようにする

2. 台帳情報等整備に関することについて

(2) 令和4・5年度の実施内容

- 令和4年度においてはファイルアップロード機能および二次審査結果登録機能の追加を行い、国保連合会－市町村間でのデータの授受がより効率的となった。
- 令和5年度においては、高額再計算機能を追加し、介護保険担当者を介して行っていた事務処理が省略されることで市町村事務の効率化を図った。
- 令和4・5年度に実施した機能拡充の概要は以下のとおり。次頁以降に詳細をお示しする。

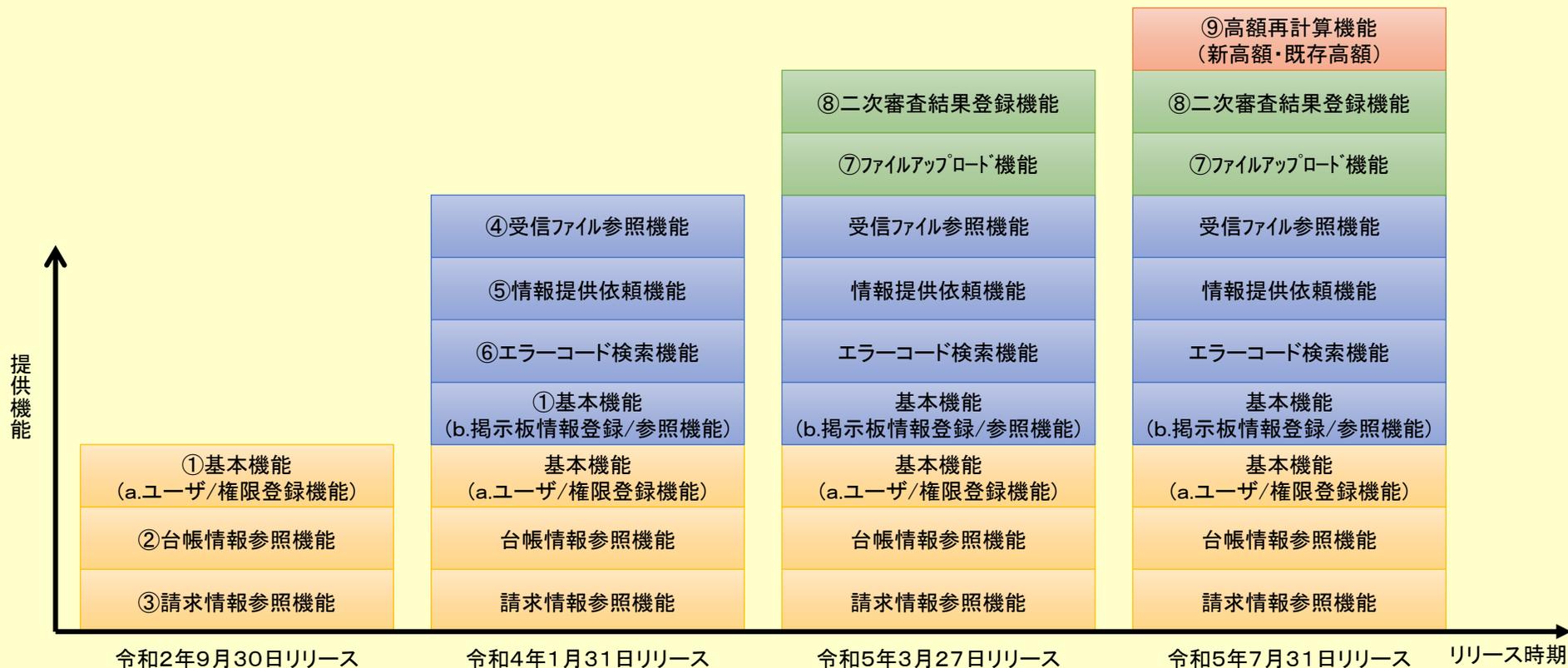
機能名	機能概要	対応時期
ファイルアップロード機能	市町村等から国保連合会へ送付し、国保連合会で取り込んでいた各種台帳情報等のファイルを、国保連合会（障害審査支払等システム）へアップロードすることができる。	令和5年3月27日 リリース済
二次審査結果登録機能	二次審査結果票情報／二次審査結果一覧情報を、国保連合会（障害審査支払等システム）へ作成およびアップロードすることができる。	
高額再計算機能 （新高額・既存高額）	市町村等支援システムから再計算対象者情報を登録することで、高額障害福祉サービス等給付費の再計算がされるように対応する。	令和5年7月31日 リリース済

- なお、令和4・5年度をもって、平成29年度研究会において提言していた市町村等支援システムの機能拡充が完了した。
- 令和5年度は、市町村等支援システムの活用方法について、市町村等への周知につなげるねらいとして、6月に開催した国保連合会向け初任者研修会において、デモンストレーション画面を用いて説明を行った。市町村等実態調査アンケートにてご意見があった内容も紹介し、活用事例や解決方法等を説明した。

2. 台帳情報等整備に関することについて

(3) 市町村等支援システムの機能拡充【参考】

- 令和2年9月30日に「①基本機能(a.ユーザ/権限登録機能)」、「②台帳情報参照機能」及び「③請求情報参照機能」がリリースされ、市町村等支援システムの本稼働がスタートした。
- 以降、段階的に機能拡充を行ってきた。追加機能、リリース日については下図のとおりである。
- 令和4・5年度については、「⑦ファイルアップロード機能」「⑧二次審査結果登録機能」「⑨高額再計算機能」のリリースを行った。



2. 台帳情報等整備に関すること

(4) 今後の検討事項

○令和4・5年度障害者総合支援法等審査事務研究会報告書において、以下の事項について議論することをお示したところ。

- ・「市町村等支援システムの機能改善等」
- ・「事業所台帳の受付機能の拡充の検討」

上記案件について以下のとおり整理する。

<市町村等支援システムの機能改善等>

令和2年9月に市町村等支援システムが稼働し、段階的に機能拡充を進め機能の充実を図ってきた。しかしながら、現状、国保連合会との専用線に繋がっている伝送用端末でしか使用ができない等のインフラ面の課題により普及が進んでいない状況があるため、「事業所台帳管理システムの統一」の議論で検討を行い、一定の整理後に機能改善を行うこととする。
なお、市町村等支援システムの活用方法等については、引き続き、国保連合会初任者研修等の機会を通じて周知を行う。

<事業所台帳の受付機能の拡充の検討>

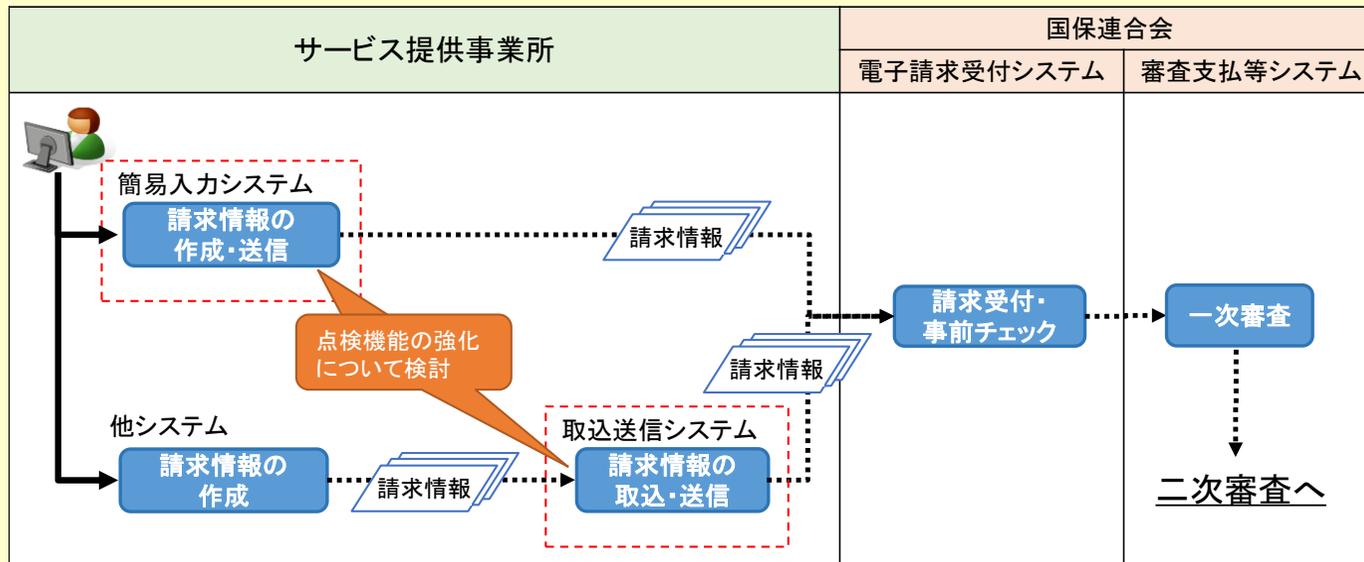
事業所台帳情報については、政令指定都市及び中核市においても、都道府県を通じて国保連合会へ連携する仕組みとなっている。そのため、政令・中核市において都道府県を経由しなければならず、情報連携の遅れや事務の煩雑化が課題となっている。
本検討課題については、今後の審査事務の在り方等に関すること等として掲げた「事業所台帳管理システムの統一」に関連する内容であるため、そちらで管理することとする。
なお、「事業所台帳管理システムの統一」の検討を行うにあたり、必要なる詳細な調査や議論を行う。

3. 請求に関することについて

3. 請求に関することについて

(1) 検討の背景

○平成28年度研究会では、国保連合会の一次審査で発生する警告やエラーを未然に防止するため、サービス提供事業所が利用する簡易入力システム、取込送信システムについて、それぞれ段階的に点検機能を強化することが提言され、これまでも点検強化や、チュートリアル機能の拡充等を行い、事業所の入力不備の抑止や入力効率の向上などを図ってきたところである。



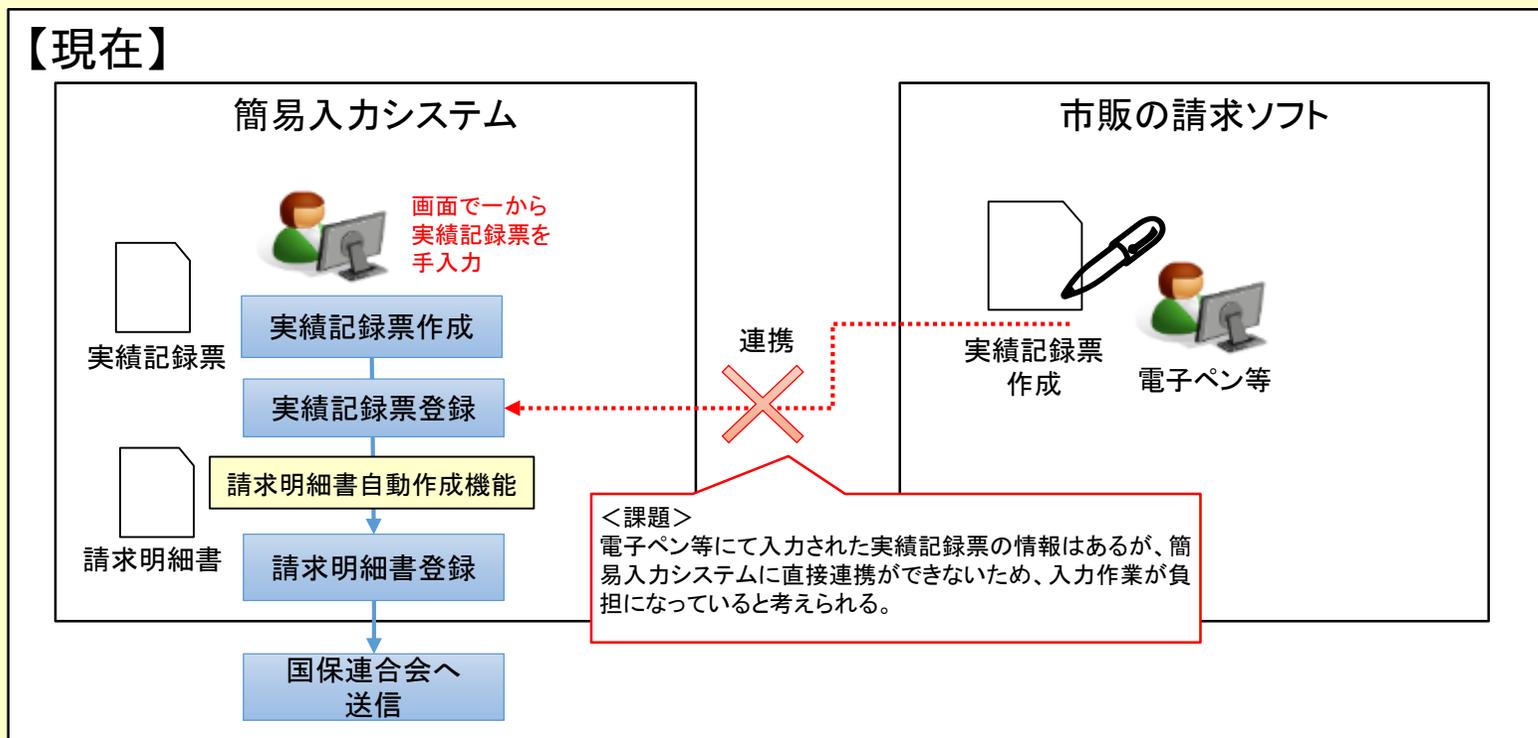
システム	対応方針
簡易入力システム	現在、国保連合会で実施している事務点検のうち、簡易入力システムで未実施及び一部しか実施していない点検項目について、可能な範囲で点検機能を強化する。
取込送信システム	簡易入力システムで実施している点検項目のうち、取込送信システムで未実施の点検項目について、可能な範囲で点検機能を強化する。

3. 請求に関することについて

(2) 令和6年度の検討事項

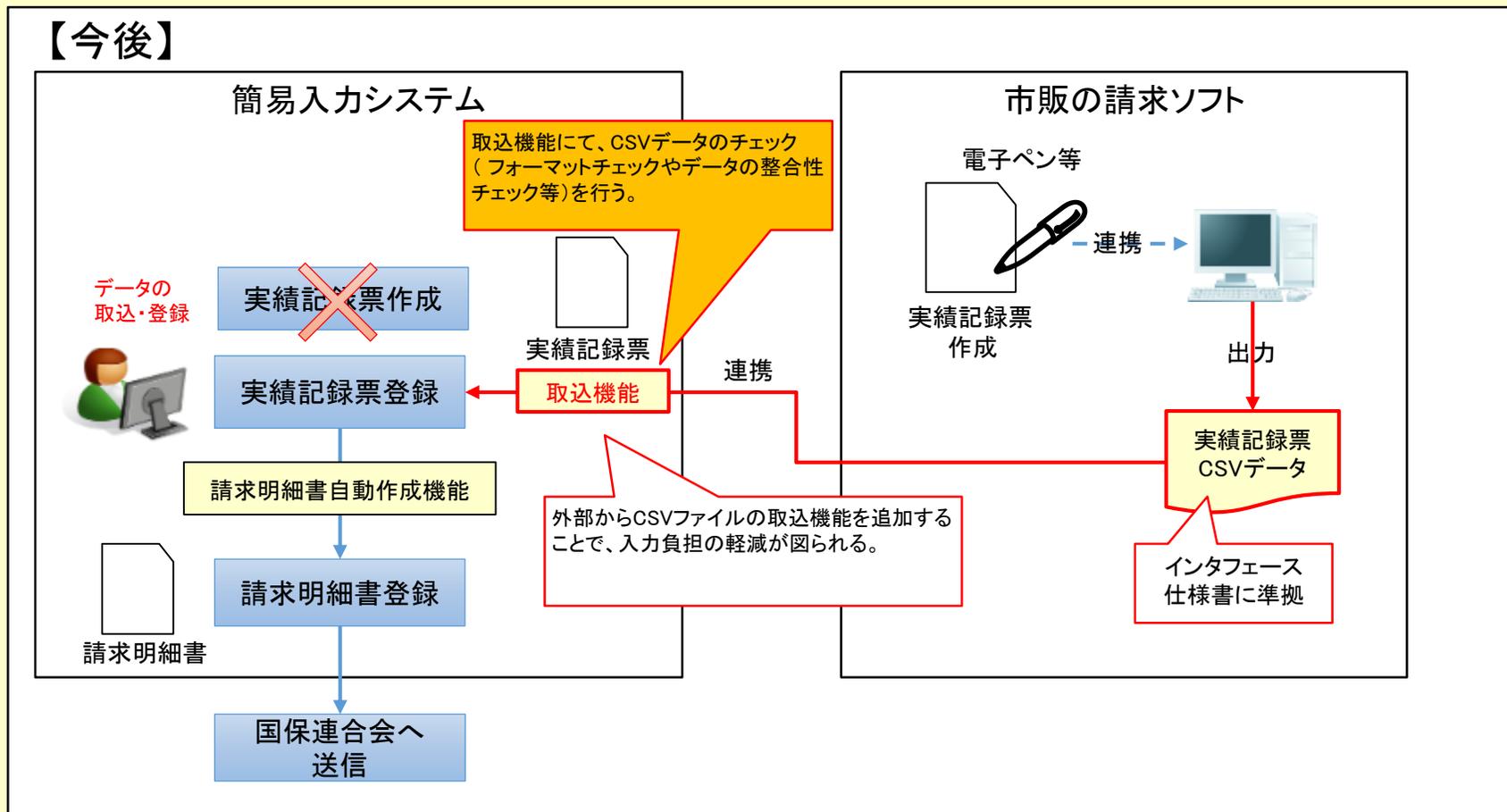
- 電子ペンやタブレット端末等を活用して日々サービス提供実績を記録している障害福祉サービス事業所において、電子ペン等にて作成された実績記録票のデータが簡易入力システムに連携できないことから、同様のデータを簡易入力システムに再度入力(二重入力)する事務が発生している。

【現在】



3. 請求に関することについて

○簡易入力システムにおいて、インターフェース仕様書に定められた実績記録票のCSVファイルを取り込む機能を新たに追加することで、電子ペンやタブレット端末にて実績記録票を入力している事業所について、業務負荷の削減が期待できる。



3. 請求に関することについて

○本機能の効果

- 最初から簡易入力システムや既存で販売されているソフトにて実績記録票を作成している事業所は本課題に該当しないが、以下の事業所において、簡易入力システムによる受給者毎の実績記録票入力にかかる業務負担の軽減が図られる。
 - 電子ペンやタブレット端末でサービス提供実績を記録している事業所
 - 簡易入力システム以外の市販ソフトにて、サービス提供実績を管理し、請求情報の作成のみ簡易入力システムを利用している事業所

○対応予定時期

- 令和7年度中の対応に向け、対応内容について検討を進める予定。

3. 請求に関することについて

○参考資料

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係発出「簡易入力システムの改修について(依頼)」

